

国立市第5期基本構想第3次基本計画 (素案)

((仮称)国立市地方創生総合戦略)

本計画の素案については、今後のパブリックコメントによる意見や、今後の社会状況の変化等により修正される可能性があります。

令和7（2025）年8月
国 立 市

第5期基本構想第3次基本計画
((仮称) 国立市地方創生総合戦略)
目 次

I	基本計画の概要	1
1	基本計画の位置づけ-----	1
2	基本計画の計画期間-----	1
II	計画の前提となる考え方	2
1	第5期基本構想-----	2
2	人権・平和のまちづくり-----	3
III	計画の目標	4
1	第5期基本構想の目標-----	4
2	第3次基本計画で実現すべき目標-----	4
IV	((仮称) 国立市地方創生総合戦略	5
1	((仮称) 国立市地方創生総合戦略-----	5
V	持続可能な開発目標(SDGs)との関係	6
VI	重点項目	8
1	重点項目の位置づけ-----	8
2	重点項目の内容-----	9
VII	基本施策の体系	12
VIII	基本施策	14
政策1 人権・平和・ジェンダー平等参画-----		14
基本施策1	人権の尊重と平和の推進-----	14
基本施策2	ジェンダー平等の推進と困難な問題を抱える女性への支援-----	17
政策2 子育て・教育-----		20
基本施策3	安心して子どもを産み育てられる子育て支援-----	20
基本施策4	すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援-----	25

基本施策5	学校教育の充実	30
政策3	文化・生涯学習・スポーツ	34
基本施策6	文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用	34
基本施策7	生涯学習の環境づくり	37
基本施策8	スポーツの振興	42
政策4	保健・福祉	45
基本施策9	健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化	45
基本施策10	高齢期の充実した生活への支援	48
基本施策11	しょうがいしゃの支援	54
基本施策12	包摂的な地域づくりと包括的な相談支援	59
政策5	地域・安全	64
基本施策13	防災体制の充実	64
基本施策14	防犯対策の強化と消費生活環境の整備	68
基本施策15	地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進	73
政策6	環境	77
基本施策16	花と緑と水のある環境づくり	77
基本施策17	環境の保全	80
基本施策18	循環型社会形成の推進	83
政策7	都市基盤	86
基本施策19	道路の整備と適正管理	86
基本施策20	交通環境の整備	89
基本施策21	魅力あるまちづくりの推進	92
基本施策22	地域特性を活かしたまちづくりの推進	98
基本施策23	下水道の整備・維持・更新	101
政策8	産業	104
基本施策24	商工業振興と観光施策による市域経済力の強化	104
基本施策25	農業振興と農地保全の推進	118
政策9	自治体経営	111
基本施策26	変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営	111
基本施策27	市民の市政参加と市内外への魅力・情報発信	116
基本施策28	将来にわたって持続可能な財政運営	120
基本施策29	公共施設マネジメントの推進	123

I 基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、個別の行政分野ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向(基本的取組)などを掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針をなすものです。

基本計画の下には実施計画を置き、基本計画において定めた施策の大綱を、現実の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにします。

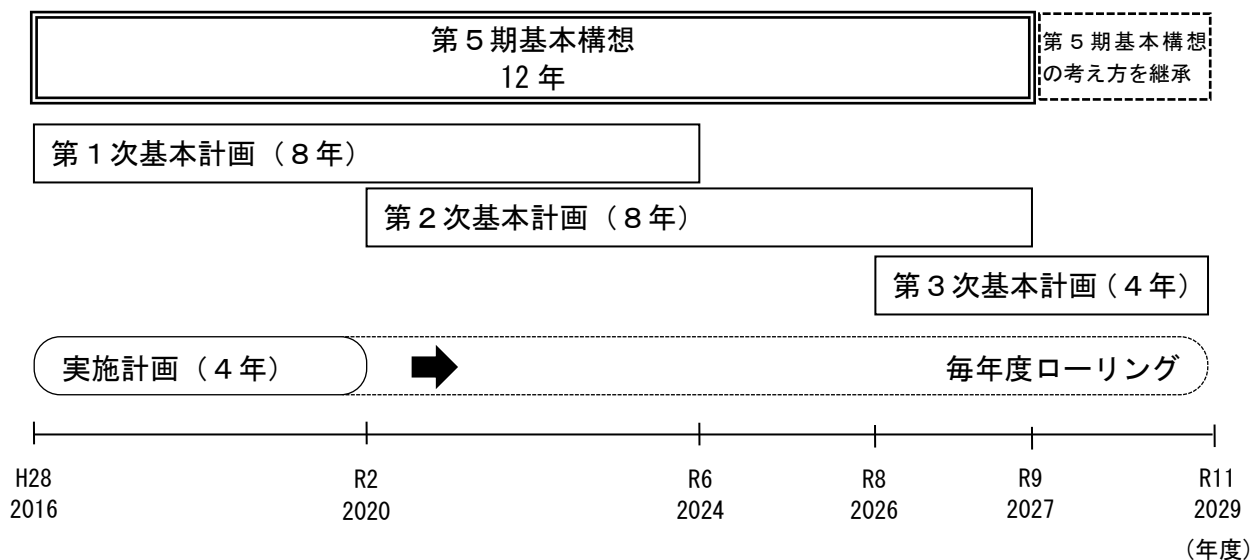
2 基本計画の計画期間

第3次基本計画の計画期間は、令和8(2026)年度～11(2029)年度の4年間としますが、社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確かつ迅速に対応できるよう、毎年度定める行政経営方針において柔軟に対応を検討します。

また、基本計画の下に位置づけられる実施計画は、計画期間を4年間とし、毎年度検討を加えて修正し、策定するものとします。

なお、第3次基本計画は第5期基本構想の下で策定することから、令和9(2027)年度以降においても、第3次基本計画期間内は第5期基本構想の考え方を引き継ぐものです。

図表1 計画期間



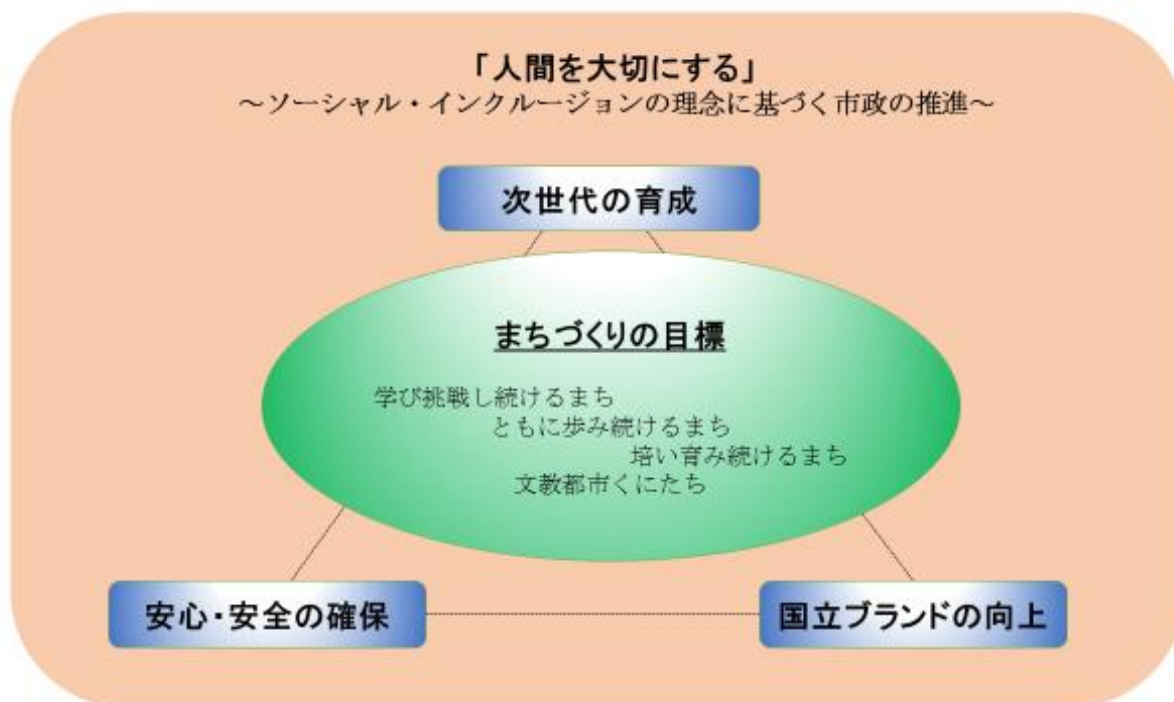
Ⅱ 計画の前提となる考え方

1 第5期基本構想

第5期基本構想では、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げています。この基本理念は第一期基本構想から一貫して引き継がれてきたもので、第3次基本計画においても、まちづくりの根幹と位置づけます。

また、基本構想では、(1)次代を担う子どもたちを支え、まちに活気をもたらす「次世代の育成」、(2)市民の心豊かで安らかな日常と新しい挑戦の土台となる「安心・安全の確保」、(3)市民のまちに対する誇りや愛着の形成を促し、都市としての相対的な価値や魅力を高める「国立ブランドの向上」の3つを、政策の視点として定めています。本計画の目標の実現に向けては、これらの政策の視点を意識しながら各基本施策を推進します。

図表2 計画の前提となる考え方



2 人権・平和のまちづくり

平成 31（2019）年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行され、市は、同条例に規定する「人権・平和のまちづくり¹」を推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進することとされています。同条例は、基本構想に掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権と平和の視点から捉えなおし、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。第 3 次基本計画においても、本計画の目標実現に向けて施策を推進するに当たり、ソーシャル・インクルージョン²の理念の下、本計画に定める各基本施策を展開していきます。

¹ 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の前文において、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することを「人権・平和のまちづくり」と定めている。

² 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会的包摂の概念。

Ⅲ 計画の目標

1 第5期基本構想の目標

基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間中に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げています。

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち ^{つちか} 培い育み続けるまち

文教都市くになち

第3次基本計画においても、第2次基本計画に引き続き、その実現に向けて各施策を推進していきます。

2 第3次基本計画で実現すべき目標

【市民との対話を重視した市政運営】

価値観が多様化している現代において、市民一人ひとりの生活背景やニーズは異なることから、行政が一方的に方針を決定するのではなく、市民との対話を通じて多様な意見を聞き取り、より公平で柔軟な市政運営に取り組む必要があります。

このことから、市が実施する様々な取組において、公聴会、意見交換会、ワークショップ形式などの対話の場を用意し、市民が参加しやすい環境を整備するとともに、大人の意見のみでなく、子どもの意見を聴取し、市政に反映させることで、魅力的かつ持続可能な市政運営を行います。

【健康まちづくり】

国立市では令和6（2024）年3月に「健康まちづくりプラン」を策定しました。その中では、一人ひとりを取り巻く心身の状況や社会的な背景は異なるという前提に立ちながら、肉体的・精神的・社会的に満たされた状態である「ウェルビーイング」をまちづくりの根幹に据えることとしています。

市民一人ひとりが幸せを実感し、豊かな生活を送ることができる環境を作るため、健康まちづくりプランでは、目指すべき3つの方向性として「Ⅰ．つながり、集えるまち」「Ⅱ．楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ．多様で豊かな食と文化を志向するまち」を掲げています。

こうした取り組みによる外出機会の増加や生きがいのある生活は健康寿命の延伸につながり、長期的には医療費や介護費の適正化の効果も期待できます。

既に行われている取組及び新たに行う取組について「健康まちづくり」の視点で検討し、取組にその考え方を反映させていくことによって、目指すまちの姿（市民一人ひとりが可能性を高めきりと輝けるまち）を実現します。

国では、令和 7 (2025) 年 6 月に「地方創生 2.0 基本構想」を決定しました。国の地方創生 2.0 の目指す姿として、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る、としており、令和 7 (2025) 年中に総合戦略を策定することとしています。

地方版総合戦略は、国及び都の総合戦略を勘案しつつ、各地域の社会・経済状況等を考慮して策定するものです。このことについて、市の総合的な計画である基本計画の取り組みが、地方創生 2.0 において求められている取り組みと一致することから、第 2 次基本計画に引き続き、地方創生にかかわる取り組み((仮称) 国立市地方創生総合戦略)を第 3 次基本計画に包含することとします。また、各基本施策で定めている「展開方向の進捗状況を測定するための指標」は重要業績評価指標(KPI)を兼ねるものとします。

V 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

(1) 第3次基本計画と SDGs との関係

平成 27 (2015) 年 9 月に持続可能な開発目標 (SDGs) が国連持続可能な開発サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17 の国際目標とこれに連なる 169 のターゲットが定められました。

17 の目標には国レベルで取り組むものや地域を特定して取り組まれるものが含まれていますが、「貧困」「保健」「教育」「ジェンダー」「水・衛生」「成長・雇用」「都市」「気候変動」「平和」など地方自治体が従来から取り組んでいる分野も数多く並んでいます。国立市においても、その行政運営が SDGs の目標達成に貢献していることを意識しつつ、引き続き「まちづくりの目標」の実現に向けた取組を進める必要があります。

図表 3 持続可能な開発目標 (SDGs)

出典：国際連合広報センターホームページ



(2) SDGs に掲げられている 17 のゴール

SDGs17 のゴール

- | | |
|---|---|
|  | 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
|  | 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
|  | 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
|  | 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
|  | 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
|  | 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
|  | 10 各国内及び各国間の不平等を是正する |
|  | 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
|  | 12 持続可能な生産消費形態を確保する |
|  | 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
|  | 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
|  | 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

Ⅵ 重点項目

1 重点項目の位置づけ

重点項目とは、国立市が基本構想に掲げた目標である「学び挑戦し続けるまち」とともに歩み続けるまち「学び・育み・暮らし」の達成に向けて、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を最適に活用しながら、重点的・優先的に推し進めていく事業群を表すものです。

基本構想に定める「政策の視点」を前提としながらも、この間の社会情勢など様々な状況変化を踏まえ、第3次基本計画の期間内における重点項目については、「子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化」、「安心・安全に暮らすことのできる環境づくり」、「健康・つながりのまちづくり」の3項目を設定します。なお、具体的な事業は実施計画において示しますが、これらを有機的に組み合わせ、未来を見据えた持続可能なまちづくりを展開していきます。

2 重点項目の内容

【重点項目 1】子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化

- 少子高齢社会におけるまちづくりの担い手の確保安定した財政運営の基盤づくりという視点から、現役世代の人口減少をできるだけ食い止めることが重要です。
- 子どもを産み育てようとする段階から、子育て期の世帯を対象とする支援をより充実させ、教育水準の向上や教育環境の充実を図っていくことで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市に向けたまちづくりを推進していきます。加えて、近年、市内においても婚姻率の低下や子どもなし世帯の割合も増加がみられることから、子育て世帯だけでなく、子どもを持たない若者が国立市に「住みたい」「住み続けたい」と思えるような環境づくりも重要な視点です。
- 国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくためには、地域経済の活性化が大きな要素となります。既存事業者に対する経営支援や起業促進、企業誘致などの取組により、個店など「小さな大好き」にあふれるくにたちの魅力をさらに伸ばしていくことが必要です。また、市域が狭い国立市内で賑わいを充実するために、道路や駅前広場など公共空間を活用したイベントや歩行者天国などの更なる充実も重要な視点です。
- 国立市に住みたい人を増やしていくためには、まずは国立市を訪れてもらい、国立市への関わりを深め、居住してもらうといった段階的な取組も求められます。また、起業や出店を促進するために事業環境としての魅力をPRすることも重要です。
- 来街者を増やすための観光施策や、来街者・移住者・起業家・出店者を増やすために国立市のまちの魅力を対外的に発信していく、シティプロモーションを推進することも重要となります。
- また、これまでも向上に取り組んできた「国立ブランド」は、さらに活力あふれる市とするため、引き続き守り育てていくとともに、効果的に市内外へ発信していく必要があります。
- こうした総合的な取組によって、居住者や来街者の増加を目指します。

【重点項目 2】安心・安全に暮らすことのできる環境づくり

- 安心・安全は、市民生活の土台となるものとして、最も重要な施策の一つと位置付け、現在及び将来の市民が安心して安全に暮らすことができるまちを実現するために、次の5つの状態を目標として設定し、施策を推進してきました。
 - (1) 安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが健全に成長し、自ら生きていく力をつけていくための環境が整っている。
 - (2) 市民が、健やかに、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすことができる。
 - (3) 市民が互いに支え合うとともに、困りごとに対して行政を含めた相談先が確保され、安心して生活できる。
 - (4) 市民の生命及び財産の保護を最優先として、災害、犯罪、事故、健康危機等を未然に防ぐとともに、市が保有する情報の保護に努め、被害が発生した場合においても最小となるための取組がなされている。
 - (5) すべての人が安心して移動できる交通環境が確保されているほか、安全で快適な生活環

境が整っている。

- 近年では、気候変動の影響により激甚化する風水害や暑熱、首都直下地震等の大規模災害といった自然災害への備えはもとより、特殊詐欺や匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）などの犯罪への対策、進展する高齢社会においても安心して地域で暮らすことのできる環境づくりなど、安心・安全の重要性はますます高まっています。
- これまで取り組んできた安心・安全を高める施策は引き続き重点的に推進していくことに加え、緑や水環境などの生活に身近な自然環境や、農のある風景の保全など、安心・安全に暮らすことのできるための取り組みを進めて行く必要があります。
- 狭あい道路の拡幅、鉄道と道路との立体交差化による踏切解消などにより、安全な歩行・交通環境の整備や防災機能の向上等を図り、安全で快適なまちづくり、都市基盤の整った生活利便性の高いまちづくりを推進します。

【重点項目3】健幸・つながりのまちづくり

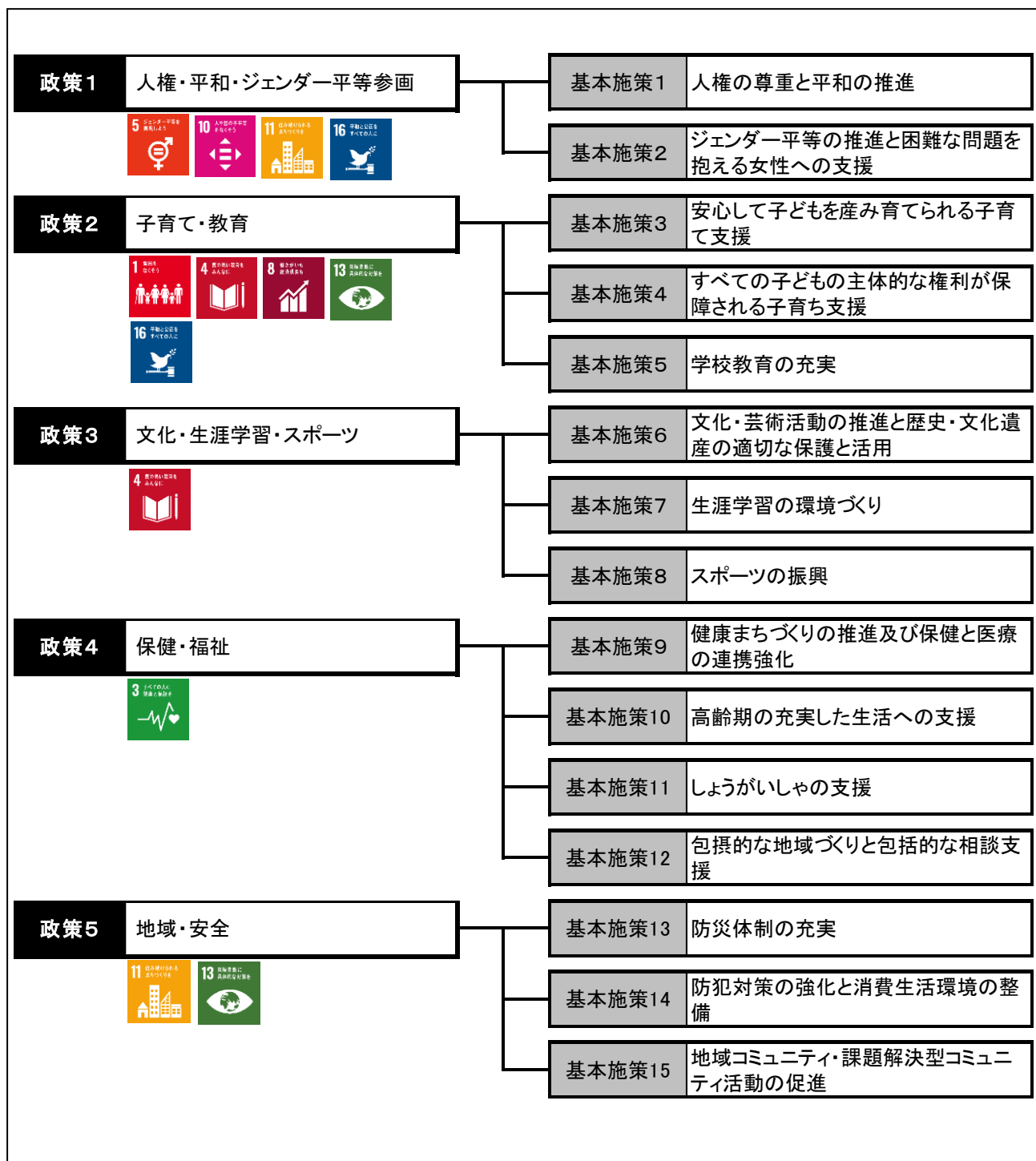
- 健康まちづくりプランで示した、「Ⅰ．つながり、集えるまち」「Ⅱ．楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ．多様で豊かな食と文化を指向するまち」の3つの方向性の施策を進めることで、市民一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指します。
- 「Ⅰ．つながり、集えるまち」では、「つながり」を人が生活していく上で欠かせないものとし、市の役割は、市民や団体、事業者などが相互につながり、活動できる環境を整えることが重要となります。また、市に求められているつながりとして、多様な相談に応じる窓口があげられます。
- 高齢者をはじめ、様々な世代における生活上の課題に対する支援を行うための社会的な資源は、少子高齢化が進んでいく状況において、人口減少もあいまって徐々に縮小していくことが想定されます。
- こうした状況に対して、公的な支援を確保していくことに加え、居場所などにおける地域住民の主体的な活動の充実を図り、そこにつながる環境を整備することが重要です。
- 「Ⅱ．楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」では、外出すること、歩くことにより、特に自覚しなくても健康的な生活に誘導され、ウェルビーイングを感じる環境づくりに取り組むこととしています。
- 安心して移動できる環境を確保するとともに、歩きたくなる美しい日常空間を創るため、道路空間整備や交通環境整備をはじめとする都市づくりについて、移動の支援を併せて推進します。こうした「線」の整備に加えて、市民が外出したいと思える、魅力ある場所やイベント・事業など「点」を線とつなげていくことも必要です。
- 「Ⅲ．多様で豊かな食と文化を指向するまち」において、食は、身体を作る栄養の面だけでなく、食文化や自然環境、食を通じた人とのつながりなど、健康における様々な分野と密接に関わっています。
- Ⅰ～Ⅲに共通して重要なこととして、身近な地域に、生涯学習や趣味活動、健康づくり、食事などを気軽に参加できる「集まりの場」（団体）が多く存在すること、また、「集まりの場」として利用可能な施設・空間等が充実していることがあげられます。
- また、文教都市であり、歴史的文化遺産が点在する国立市には文化や芸術に触れる機会が多く

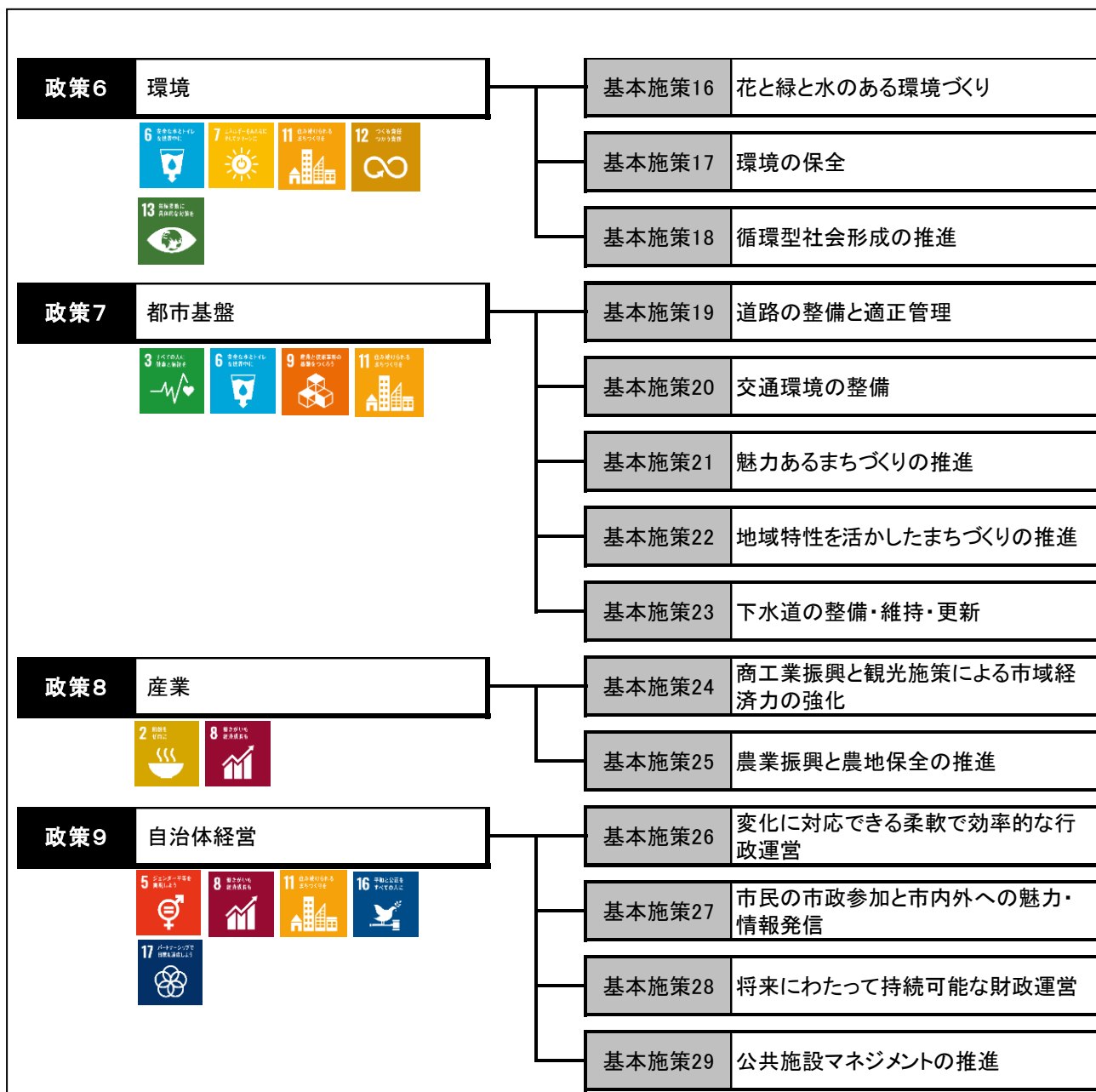
あります。生活の中で文化や芸術を楽しむこと、自ら活動に参加する機会を増やすことで精神的、社会的なウェルビーイングを目指します。

VII 基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱の下に位置づけられる基本施策の体系は、次図に示すとおりです。

図表4 基本施策の体系





Ⅷ 基本施策

【政策 1】人権・平和・ジェンダー平等参画

基本施策 1 人権の尊重と平和の推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

＜現状と課題＞

- 昭和 23 (1948) 年の世界人権宣言から 77 年経過した現在でも、世界各地で戦争・紛争が絶えず、また、反 DEI (「Diversity (多様性)」、「Equity (公平性)」、「Inclusion (包括性)」) の動きが近年高まるなど、「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀においてもなお、人権が尊重され平和な社会となっているとは言い難い状況があります。
- 国内では、平成 28 (2016) 年に差別解消三法 (略称：障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法) の成立以降、平成 31 (2019) 年にアイヌ施策推進法 (略称)、令和 5 (2023) 年に LGBT 理解増進法 (略称)、令和 6 (2024) 年に困難女性支援法 (略称) が成立し、個別の人権分野について法整備が進められてきました。
- 国立市では、平成 29 (2017) 年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情に対応して簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。また、子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。
- さらに、平成 31 (2019) 年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。加えて本条例に基づき、令和 6 (2024) 年には基本方針、令和 8 (2026) 年には推進計画を策定し、人権・平和のまちづくりを一層推進していくことが求められます。
- 社会においては、今なお様々な人権侵害や差別が起きており、近年はインターネットにおける誹謗、中傷の問題や新型コロナウイルス感染症の際の感染者や医療従事者等への差別の問題などの災害時における人権の問題について対応が求められています。
- 令和 6 (2024) 年度に国立市が実施した人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査 (対象：18 歳以上の市民 3,000 人) では、国立市民の人権意識は他自治体に比べて比較的に高い状況にあることが判明していますが、様々な人権課題について「知らない」と回答する割合が少なくない状況が明らかとなりました。また、国立市が行う人権や平和に関する取組の認知度がまだまだ低い状況にあること、啓発イベント等に参加した経験がある市民が少ないことが明らかとなっています。
- 平成 12 (2000) 年 6 月に「国立市平和都市宣言」を制定し、平成 22 (2010) 年には、「平和首長会議³」に加盟しています。令和 5 (2023) 年度には広島市からの要請を受け、多摩地域 26 市が加盟する「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク」を発足し、多摩地域の自治体が連携

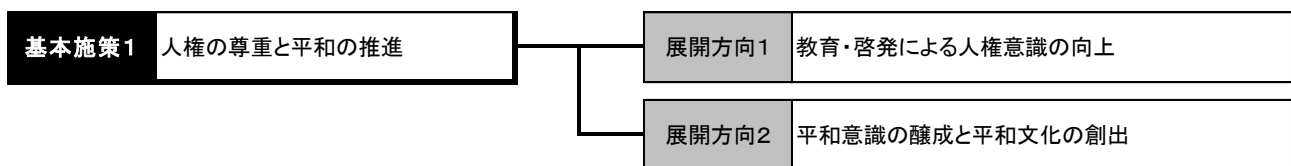
³ 昭和 57 (1982) 年に広島市長により、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと提唱され、この趣旨に賛同する世界各国の 7,700 を超える都市で構成された団体。2013 年 8 月 6 日、平和市長会議から「平和首長会議」に名称変更。

して平和文化の振興に向け取り組みを行っています。

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6月21日を「くにたち平和の日」として制定しています。戦後80年が経過し、戦争体験者が減少する中、戦争体験者の平和への想いや戦争の悲惨さを次世代に伝え繋いでいくことが必要です。国立市の特徴的な取り組みである「くにたち原爆・東京大空襲体験伝承事業」などの平和事業を通じて、子ども達を含め市民が日常の中で平和を感じる機会を作っていくことが重要です。

＜施策の目的及び体系＞

一人ひとりの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力のない地域社会を築くとともに、平和について日常の中で考え行動する平和文化を根付かせていきます。



＜展開方向1：教育・啓発による人権意識の向上＞

【目的】

ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、人権や多様性について一人ひとりが主体的に学び、考え、行動することができる地域作りを目指します。

【手段】

- ◆基本方針、推進計画に基づく取り組みを推進し、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆事業者や関係機関・団体等と連携した取組を推進するとともに、市民を対象とした啓発活動について、特に子ども達への人権教育を学校、関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆インターネット上の人権問題への対応を含め、人権救済についての対策を検討します。
- ◆市職員への人権研修を通じて、職員の人権意識の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI ⁴)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

⁴ 重要業績評価指標 (Key Performance Indicator) の略称。

＜展開方向２：平和意識の醸成と平和文化の創出＞

【目的】

市民一人ひとりが日常の中で平和について考え、行動することができるための機会を創出し、平和な社会を希求する機運を市民レベルで高めます。また、自治体同士のネットワークを形成し、広域的な取り組みを推進します。

【手段】

- ◆「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」等の事業の開催、原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、戦争体験者の体験と平和への思いを次世代に向けて伝えていくとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。
- ◆平和首長会議や多摩地域平和ネットワークなど、自治体同士や関係機関での情報・課題の共有、協働といった取組を通じて、広域的な平和活動の推進を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

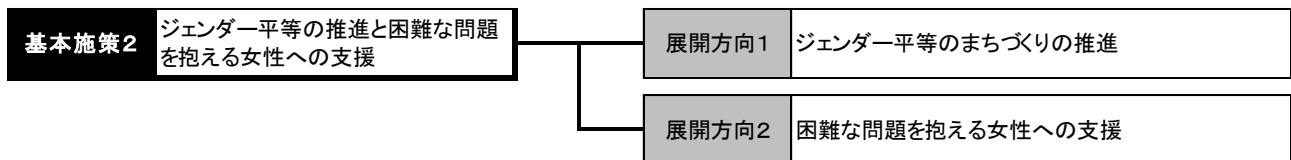
指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜現状と課題＞

- 世界経済フォーラムが毎年発表する「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は「教育」と「健康」の分野では高いスコアを出していますが、「政治」と「経済」分野では低迷し、総合的に低い水準の状況が依然として続いています。
- 国では、令和 5 (2023) 年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、令和 6 (2024) 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性的マイノリティや女性の人権の尊重、ジェンダー平等に向けた施策を推進することとなりました。
- 東京都では、令和 4 (2022) 年度に「東京都男女平等参画推進総合計画」、令和 5 (2023) 年度に「第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」、令和 6 (2024) 年度に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が開始され、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、人権の尊重、男女平等の実現を目的に、困難な問題を解消するための様々な施策を通じて、男女平等参画社会の形成を目指しています。
- 国立市では、平成 30 (2018) 年 4 月に、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行し、令和 6 (2024) 年 4 月に「第 6 次ジェンダー平等推進計画」を開始し、性別、性的指向、性自認に起因する差別や困難が解消され、誰もが安心して暮らせる地域を築くため、包括的性教育や SRHR (性と生殖の健康と権利) などの取り組みの推進や、市のあらゆる施策にジェンダー平等の観点を持って取り組むこととしています。
- くにたち男女平等参画ステーションパラソルでは、市民や学校、事業者等に向けたジェンダー平等推進の取り組みを行っており、座談会などの啓発事業やパネル展示、動画配信などの情報発信を実施してきています。また、性別に関する様々な悩み事の相談事業では、年々相談件数が増加しており相談ニーズの高さが伺えます。一方で、パラソル自体の認知度の向上は課題の 1 つとなっています。
- 性的マイノリティの取り組みとして、令和 3 (2021) 年度から開始したパートナーシップ制度では年々届出数が増加しており、引き続き、関係機関との連携を強化するなど制度の実効性を高める必要があります。
- 令和 7 (2025) 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を開始しました。女性の人権の尊重をもとに官民協働支援である女性パーソナルサポート事業を基軸に関係機関や民間支援団体と連携した本人中心の支援の充実が求められます。
- DV 被害者支援については、「第 6 次ジェンダー平等推進計画」内に「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」盛り込み、DV 被害者支援に関する施策を進めています。

<施策の目的及び体系>

性別、性的指向、性自認に起因する差別や生活上の困難が解消され、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択できる地域社会を目指します。また、一人ひとりの意思を尊重したパーソナルサポートの支援を充実させることにより、女性の人権を尊重した地域づくりを目指します。



<展開方向1：ジェンダー平等のまちづくりの推進>

【目的】

性別、性的指向、性自認に起因する差別や困難性が解消され、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択できるジェンダー平等の地域づくりを目指します。

【手段】

- ◆ジェンダー平等の意識づくりを醸成し、SRHR や包括的性教育など市民や学校、事業者等に対し情報提供や研修及び啓発活動を行います。
- ◆仕事や家庭、防災や健康など様々な分野において、相談やサービスの拡充、教育や検診などの充実に取り組みます。
- ◆性的マイノリティへの支援に向けて、相談支援や啓発事業の拡充するとともに、通院や就労等の生活上の課題を解消するため、事業者や他自治体との連携なども含めて取り組んでいきます。
- ◆ジェンダー平等の拠点として、くにたち男女平等参画ステーションにおける相談支援や啓発事業、情報発信を充実していきます。
- ◆市内のジェンダー平等の推進に向け、職員の意識の向上と働きやすい環境の整備に向け取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：困難な問題を抱える女性への支援＞

【目的】

女性が女性であることにより、DV や性暴力、孤立や貧困などの困難な問題に直面しやすい状況があり、女性が抱える問題の多様化、複雑化する中、女性の人権の尊重とジェンダー平等の観点を持ち、行政と関係機関、民間支援団との協働した支援体制を構築し、本人に意思を尊重した支援を実施していきます。

【手段】

- ◆様々な手法を用いて女性相談についての情報を発信し、困難な問題を抱えた女性が早期に相談につながるができるよう取り組みます。
- ◆相談者本人を中心とした支援体制のさらなる向上を目指し、関係機関や庁内の関係部署、相談者本人が参画する支援調整会議を設置していきます。
- ◆女性相談の相談事業の効果検証や相談者本人からのフィードバックなど、本人の意思に沿った支援体制の構築を目指します。
- ◆相談者本人の希望や意思を尊重した支援を実施するため、民間団体との協働した支援体制を継続し、行政と民間団体の特徴を生かした支援体制を構築していきます。
- ◆くにたち男女平等参画ステーションの相談事業との連携を強化し、効果的な支援を展開していきます。
- ◆国や東京都等に対し、市の取り組みや課題等の提言、要望を発信していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

【政策 2】子育て・教育

基本施策 3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

【施策統括課：子育て支援課 主な関係課：児童青少年課、保育幼児教育推進課、教育指導支援課】

<現状と課題>

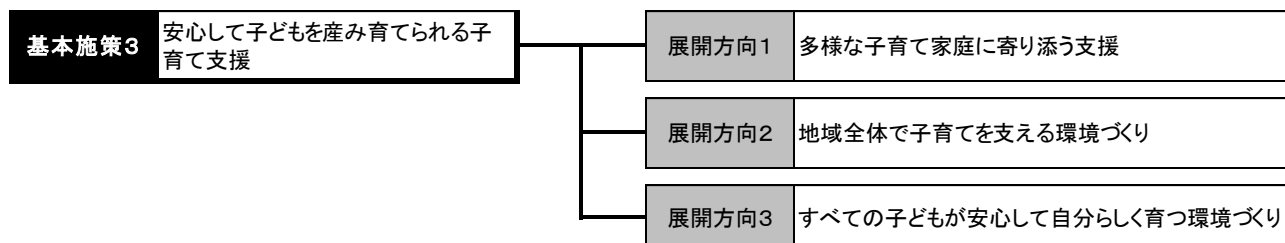
- 我が国の年間出生数は、第1次・第2次ベビーブームを経て、1970年代後半から減少傾向にあり、現在もその傾向が続いています。特に近年、減少傾向が加速し、令和6(2024)年には70万人割れとなり、出生数減少に歯止めがかからなくなっています。
- 国は、少子化対策として令和2(2020)年に新たな「少子化社会対策大綱」を策定し、希望出生率1.8の実現に向けて、結婚、妊娠、出産、子育てに関する支援策を打ち出しています。また、令和5(2023)年には出産や育児に関する支援を一元化することを目指し「こども家庭庁」が設立され、「異次元の少子化対策」として、同年12月に「こども未来戦略」が策定され、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができ、子どもたちが健やかに育つ社会の実現を目指しています。
- 1人の女性が一生に産む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率について、平成27(2015)年から平成30(2018)年までの推移をみると、国立市では1.24～1.30で推移していましたが、令和元(2019)年から国立市の合計特殊出生率は国や東京都を下回るようになり、令和5(2023)年には0.97と1.0を下回り、多摩地域の中でも下位に位置しています。
- 子育て家庭への経済的な支援として、国は出産前後の「妊婦のための支援給付」や、児童手当の拡充を実施しています。東京都においても出産後のカタログギフトの提供や、所得条件のない給付の実施など、支援の充実が図られています。
- また、労働環境の変化を背景として、共働き世帯数も年々増加しており、令和4(2022)年には1,262万世帯に達し、夫婦のいる世帯全体の約7割が共働き世帯となっています。安心して子育てするために、日常的な家事援助の必要性が高まっていることから、国立市では、ファミリー・サポート・センターや育児支援サポーター派遣事業を行い、地域の育児相互支援を推進しています。
- 国の保育政策においては、全国的に待機児童が大幅に減少し、過疎地域においては保育園等における定員充足率が低下していることから、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から質の高い保育の確保・充実、「こども基本法」の成立を踏まえた全てのこどもの育ちと子育て支援家庭の支援、保育人材確保などに方針転換しています。
- 国立市においても、これまでの待機児童対策や少子化の進行により、待機児童がほぼ解消状態となっており、1、2歳児に若干待機児童が生じているのみの状況となります。一方で、各保育園や幼稚園、認定こども園の一部クラスにおいて定員が充足しない状況となっており、園児が減少している局面において、保育・幼児教育の質をいかに確保していくかが今後の課題となっています。
- 今後、将来にわたり活力ある地域経済社会を維持していくためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、ハード・ソフトの両面から、各家庭のニーズやライフステージに合わせた切れ目のない支援など積極的に取り組む必要があります。国立市は令和5(2023)年4月より、高校生相当まで所得制限なく、子ども医療費助成を拡充しています。また、令和5(2023)年には矢川プラス、令和7(2025)年に

は、国立駅南口子育て・子育て応援テラスと、二つの子育て支援施設を開設しています。

- 国立市では、平成 29(2017)年 7 月に組織改正を実施し、早くから母子保健(子育て世代包括支援センター)と、児童福祉(子ども家庭支援センター)両機能の一体的な運営に取り組んできました。令和 4(2022)年の改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務として法定化されたことに伴い、従来の母子保健と児童福祉の個別支援体制の機能を整理・強化した上で、令和 7(2025)年にこども家庭センター事業を開始しています。
- 令和 3(2021)年度の国の全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯約 134 万世帯のうち、119.5 万世帯の約 89%が母子世帯となっています。母子世帯の就労状況では、正規雇用の比率は約 49%にとどまり、就業環境の不安定さが課題となっています。また、養育費の取り決めがされている世帯は 46.7%にとどまり、市が実施した調査においても約半数が同様であり、安定的な生活基盤を確保しにくい実態があります。
- 国立市では、平成 29(2017)年度より養育費や面会交流など離婚前後の相談を含めた個別家族相談を開始し、令和 3(2021)年度より、離婚に関する基礎知識を学ぶ離婚講座、令和 4(2022)年度より養育費確保支援事業を実施しています。
- 令和 6(2024)年 5 月に離婚後の子の養育に関する民法等改正法が成立し、離婚後も両親が子どもの親権を共同で持つ「共同親権」が令和 8(2026)年から施行されることとなり、DV や虐待などの恐れがある場合を除き、離婚後も父母双方が子どもの養育に関わることになるため、ひとり親家庭への支援の在り方を改めて検討していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、親が子育て力を高めていくことによって、楽しみながら子育てをすることができるまちを目指します。



<展開方向1：多様な子育て家庭に寄り添う支援>

【目的】

家族の形態や背景に関わらず、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことで、孤立や育児不安の軽減を図り、子育てに対する自己効力感が高められるようにしていきます。

【手段】

- ◆全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センター事業を推進し、妊産婦や乳幼児等が安心して健康的な生活を送ることができるよう、母子保健施策と子育て支援施策の両面から子育て支援が一貫して提供されるように妊娠期から切れ目のない伴走型支援を行います。
- ◆妊産婦や保護者に必要な情報提供、助言、支援、保健指導を行い、個別の不安や疑問の解消に努めます。
- ◆継続的な面談や訪問等により妊娠期からの子育て家庭との信頼関係の構築に努め、児童虐待への予防的介入に取り組みます。
- ◆ひとり親家庭に対し、就労や生活、養育費確保等支援を通して経済的な自立を目指します。
- ◆外国籍の子育て家庭への情報提供や相談に際し、多言語対応の充実に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向２：地域全体で子育てを支える環境づくり>

【目的】

地域に住む人々が子育て家庭への関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援する仕組みを構築します。

【手段】

- ◆ベビーシッター利用支援事業や、状況に応じた市内保育園や認定こども園と連携した定員調整など、施設整備を要しない対応策を行うことで、待機児童の発生を抑えます。
- ◆国立駅南口子育て・子育て応援テラスの一時預かり事業やこども誰でも通園制度の導入により、お子さんの預かり先の選択肢を増やし、国立市内の子育て環境をより充実させます。
- ◆幼稚園が実施する長時間の預かり保育への支援を行うとともに、幼稚園の保護者に対するPRを支援することで、保護者に対して多様な選択肢を提供します。また、認可外保育施設等を利用する保護者への利用支援を推進します。
- ◆くにたち子どもの夢・未来事業団と連携し、幼児教育センターを活用した、市内の保育・幼児教育環境を向上させるための取り組みを推進します。
- ◆矢川プラスと国立駅南口子育て・子育て応援テラスの両施設の機能を最大限に活用し、コミュニティの活性化を図ります。
- ◆子育て家庭を地域住民が見守り、協力する体制を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向３：すべての子どもが安心して自分らしく育つ環境づくり＞

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されことなく成長できるよう、一人ひとりの権利や個性が尊重される支援体制を整備し、子どもがその子らしく成長し、安心して未来に向かえる環境づくりを目指します。

【手段】

- ◆子育て家庭の経済格差に関係なく、すべての子どもが様々な体験を通して経験値を積み、生きる力を高めていけるような支援に取り組みます。
- ◆子どもの発達に関する相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。
- ◆医療的ケア児の就園、就学支援の体制整備に向けて、教育や医療機関などの関係機関との連携を図っていきます。
- ◆教育と福祉の連携を図り、ヤングケアラーの早期発見や、不登校支援の取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 4

すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援

【施策統括課：児童青少年課

主な関係課：保育幼児教育推進課、子育て支援課、しょうがいしゃ支援課、公民館、オンブズマン事務局】

＜現状と課題＞

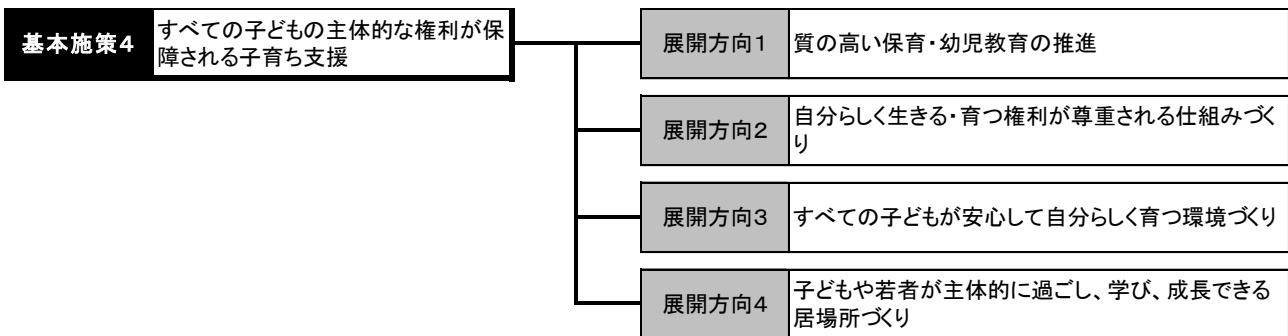
- 近年、都市化の進行等により地域力が弱まり、子どもたちの間でも地域における友人や異年齢との交流が減少しているといわれています。また、家族形態や経済的な理由等により子どもの貧困や児童虐待が社会的問題となる一方、子ども自身が、いじめ、不登校やひきこもり・ニートといった様々な課題を抱える中、地域や学校そして家庭で孤立する子どもや若者が目立つようになり、社会全体で支える取組が必要とされています。
- さらに、令和 7 (2025) 年にユニセフが公表した日本の子どもの幸福度に関する調査結果について、身体的健康が先進 36 か国中 1 位であるのに対し、精神的幸福度については 32 位という結果であったことが報告されています。今日の日本という国が、子どもにとって、医療や健康に対するインフラが整備されている一方で、一人ひとりが自分らしく主体的に生きることが難しい国となっている可能性が示唆されています。
- 国は、日本における子どもや家庭を取り巻く課題に対して、より一体的で効果的な対応を行うため、文部科学省、厚生労働省、内閣府などで所管していた子ども関連業務を統合し、2023 年 4 月にこども家庭庁を発足しました。こども家庭庁では、こどもの権利を尊重し、「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こども自身の意見を尊重し、成長・発達に必要な支援を行うことを基本としています。
- 国立市では、令和 6 (2024) 年 11 月、子どもの権利保障について規定した「国立市子ども基本条例」を制定しました。当該条例は、児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもの権利は当然に保障されること、子どもの主体的な権利を大人たちが守っていくことについて規定したもので、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日より施行しています。また、令和 7 (2025) 年度から 5 年間の計画として、「第四次国立市子ども総合計画」を策定しました。この計画は、少子化、こどもを取り巻く複雑多様化した課題、そして子どもの権利保障という、これまでの国又は国立市の動向と施策推進の計画を踏まえながら、こども基本法、国立市子ども基本条例に規定する権利保障の施策を推進することを目的としています。
- 平成 29 (2017) 年 4 月に国立市総合オンブズマンが発足し、そのうちの一つの機能である子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を行っています。子どもの人権オンブズマンは、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動も行っています。
- 平成 30 (2018) 年 4 月に新たな「幼児教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。これら 3 つの要領等では、3 歳児以上の幼児教育に関する記載が概ね共通化され、保育所が幼稚園や幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育施設」として位置づけられました。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0 歳からの幼児教育の重要性が記載されました。
- 国立市では、平成 30 (2018) 年度より「幼児教育推進プロジェクト」を開始し、子育てひろば「ここすき！」の運営や幼児教育講演会の開催など子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進してまいりました。また、多様化している子どもや子育てをめぐる課題に積極的に取り組むため、令和元 (2019) 年 9 月に、

社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立しました。令和5(2023)年度には、新たに開設された「くにたち未来共創拠点矢川プラス」内に、「国立市幼児教育センター(こどもラボ)」がオープンし、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団がプロジェクトの運営を担っています。今後も幼児教育センターを核とし、事業団と国立市が両輪となり、事業を継続・発展させていく必要があります。

- 幼児教育の推進に向けて、令和5(2023)年度には「くにたち未来共創拠点矢川プラス」、令和7(2025)年度には「国立駅南口子育ち・子育て応援テラス」を開設しており、これら施設を効果的に活用することで、保育士等の専門性向上、保護者との連携、夢中で遊べる環境の中での学びの充実等に努めていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

子ども一人ひとりの、自分らしく生きる・育つ権利が尊重され、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、また、子どもが自身の目指す将来に向かっていくにあたり、必要となる社会性や判断力、豊かな感性を、成長・発達の過程において培っていくことができるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。



<展開方向1：質の高い保育・幼児教育の推進>

【目的】

これからの未来を支える子どもたちのために、成長段階に応じた質の高い保育・幼児教育環境を整えます。

【手段】

- ◆社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と連携し、矢川プラス内にオープンした幼児教育センターを活用の上で、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図ります。
- ◆幼児教育センターにおいて、市内幼稚園、保育園、認定こども園等に向けた職員の専門性を高める各種研修・研究を事業団と連携の上で実施し、人材確保・育成による市内全体の資質向上を目指します。
- ◆新たなステージへ進む子どもたちの滑らかな就学に向けた幼保小連携の課題に取り組めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向2：自分らしく生きる・育つ権利が尊重される仕組みづくり>

【目的】

子ども基本条例に基づき、子ども一人ひとりの意見表明権を尊重する環境づくりや、相談しやすい環境の充実、課題を抱える子ども・家庭支援を推進すること、自分らしく過ごすことのできる居場所を整備すること、子ども人権オンブズマンの活動の周知啓発等により、すべての子どもを権利侵害から守り、自分らしく生きる・育つことが保障されたまちを目指します。

【手段】

- ◆誰もが子どもの権利についての理解を深め、互いに尊重し合えるまちをつくるために、子ども基本条例の推進に取り組みます。また、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。
- ◆子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。
- ◆子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。
- ◆子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。
- ◆多様な背景のある子どもや若者が自由に参加できる学びの機会や居場所の整備に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向3：すべての子どもが安心して自分らしく育つ環境づくり> ※再掲

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるよう、一人ひとりの権利や個性が尊重される支援体制を整備し、子どもがその子らしく成長し、安心して未来に向かえる環境づくりを目指します。

【手段】

- ◆子育て家庭の経済格差に関係なく、すべての子どもが様々な体験を通して経験値を積み、生きる力を高めていけるような支援に取り組みます。
- ◆子どもの発達に関する相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。
- ◆医療的ケア児の就園、就学支援の体制整備に向けて、教育や医療機関などの関係機関との連携

を図っていきます。

◆教育と福祉の連携を図り、ヤングケアラーの早期発見や、不登校支援の取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向 4：子どもや若者が主体的に過ごし、学び、成長できる居場所づくり＞

【目的】

子どもや若者が様々な体験活動や異年齢との交流等、自分らしく過ごし、学ぶことのできる居場所や、地域において豊かなこころを育むことができる居場所を拡大するとともに、「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進します。

【手段】

- ◆矢川プラスや国立駅南口子育て・子育て応援テラスを活用し、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。
- ◆放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。
- ◆子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育んでいけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。
- ◆学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒が生活リズムを取り戻し、自分らしく学ぶことのできる状態となるよう、教育部と子ども家庭部、学校が連携して当該児童・生徒への寄り添い支援を行うとともに、地域で過ごす事の出来る居場所の設置など、環境整備を行います。
- ◆国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。
- ◆子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。
- ◆子どもや若者が自由に参加できる学びの機会や居場所を通じて、社会参加を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 5

学校教育の充実

【施策統括課：教育指導支援課

主な関係課：児童青少年課、子育て支援課、指導担当、教育総務課、

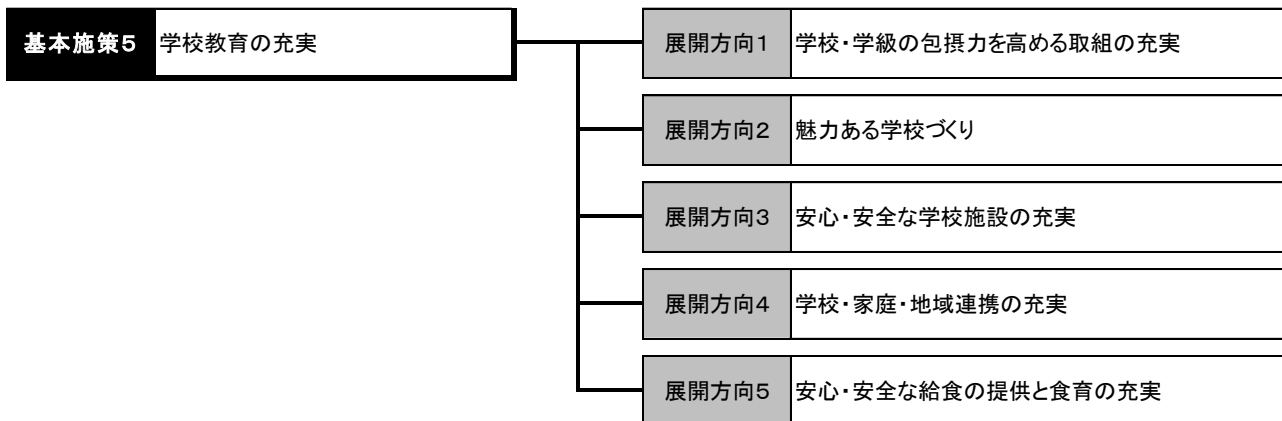
教育施設担当、食育推進・給食ステーション、建築営繕課】

＜現状と課題＞

- 国立市立学校は、しょうがいのある子どもや外国にルーツのある子ども、家庭環境や生活上の課題を抱える子ども等を含めた全ての子どもが、その子らしくいられる教育活動を推進しています。
- 国立市立学校では、教育目標を達成し、学ぶ権利を保障するため、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「特色ある開かれた学校づくり」に重点を置き、学校教育の充実を図ってきました。今後も、教育大綱の実現に向けて、市長と教育委員会が連携・協力し、より一層の施策の推進を図る必要があります。
- 平成 31(2019)年 4 月に施行した「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を踏まえてソーシャルインクルージョンの理念の下、一人ひとりがその子らしくいられる教育を推進し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちづくりを担う子どもたちを育てる必要があります。
- 令和 7 (2025)年度から施行された国立市子ども基本条例に基づき、子どもの主体性が大切にされる教育活動が求められています。また、学校にいかない、いけない子どもたちや教室に入ることが難しい子どもたちの学びが保障される支援体制を整える必要があります。
- 校舎等の学校施設については、安全性の観点から非構造部材の耐震改修工事を進めています。第二小学校は、老朽化のため改築事業を進めており、令和 6 年 12 月に新校舎棟の建設を完了し、3 学期より使用を開始しました。引き続き、既存校舎の解体、体育館棟の建設、校庭等の整備を進めていきます。また、平成 29(2017)年に策定した国立市学校施設整備基本方針の改定を進め、当該方針や国立市公共施設総合管理計画に基づき、上記教育環境の維持向上も念頭におきつつ、学校施設の長寿命化や適正な配置も視野に入れながら、改築の対象施設、改築時期、第二小学校改築事業において課題となった点について整理を行い、計画的に取り組む必要があります。
- 令和 8 年度から全校に導入が完了するコミュニティ・スクールの取組により、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組む「地域とともにある学校」を目指す必要があります。
- 学校給食については、引き続き充実させるとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図ることで、子どもの健やかな身体を育ませるため、学校や他部署と連携し、事業の積極的な実施と、くにたち野菜を中心とした地産地消の取組を強化する必要があります。

<施策の目的及び体系>

子どもの権利を保障し、一人ひとりがその子らしく成長できる環境や取組を充実させることにより、全ての子どもが未来に向かって健やかに成長できるまちを目指します。



<展開方向1：学校・学級の包摂力を高める取組の充実>

【目的】

学校・学級等において、一人ひとりがその子らしくいられるようにするとともに、その子にあった学びを充実させることを目指します。

【手段】

- ◆一人一台端末をはじめとする ICT 機器を授業の中で有効活用するとともに、学習環境の改善に取り組み、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びを一体的な推進に取り組みます。
- ◆国立市独自のカリキュラムの実施等により共生社会の一員としての資質・能力の育成を進めます。
- ◆教員の働き方改革を進めることで、教員が新たな取組に挑戦できる心理的・物理的余裕を創出します。
- ◆幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向２：魅力ある学校づくり>

【目的】

不登校やいじめの未然防止を図り、誰もが居心地よく学校生活を送ることができる学校づくりを進めます。

【手段】

- ◆教育相談機能の質を高め、個に応じた支援や、親和的な集団作りを進めることで、不登校の未然防止を図るとともに、登校しない、できない場合においても、学びを止めることがないように個々の状況に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。
- ◆学校生活満足度調査を有効活用することで、一人ひとりの不安や集団の乱れにいち早く気づき、必要な対応を行います。併せて構成的グループエンカウンターの実施など、児童・生徒の関係性をより良くする取組を推進します。
- ◆児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚し実践できるよう、いじめについて深く考え理解するため、道徳の授業や、生徒会等による主体的な取組を推進するとともに、いじめを早期発見、早期対応することが可能な組織体制を整備します。
- ◆子どもの意見表明権を大切にし、児童・生徒の主体的な取組を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向３：安心・安全な学校施設の充実>

【目的】

豊かな学びを支えるための基盤となる施設環境を整えます。

【手段】

- ◆非構造部材の耐震補強や大規模改修など、学校設備の改善・充実を図ります。
- ◆国立市学校施設整備基本方針を改定するとともに、学校施設の老朽化については、本方針や国立市公共施設総合管理計画に基づく必要な対応を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向4：学校・家庭・地域連携の充実>

【目的】

学校と保護者、地域住民との間の信頼関係を深め、共に支え合いながら児童・生徒の健全育成に取り組む「地域とともにある学校」を目指します。

【手段】

- ◆コミュニティ・スクールの取組を活かし、学校や地域の実態に応じた特色ある教育活動を推進します。
- ◆地域学校協働活動推進員を中心に、各校の実情にあった地域学校協働活動を醸成します。
- ◆国立市の実情に合った部活動の地域展開を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向5：安心・安全な給食の提供と食育の充実>

【目的】

学校給食を充実させ、子どもの健やかな身体を育む食育の充実を図ります。

【手段】

- ◆くにたち食育推進・給食ステーションができ、給食運營業務は大幅に質が向上しました。また、アレルギー対応を強化するため、アレルギー対応食の提供を行い、より安心・安全な給食を提供します。
- ◆給食等を通じた食教育を向上させるため、学校訪問や他部署と連携した事業の実施を推進します。
- ◆食育の一環として、食育推進・給食ステーションにおけるくにたち野菜を中心とした地産地消の取組を強化するため、地元農家との連絡協調を積極的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

【政策3】文化・生涯学習・スポーツ

基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用

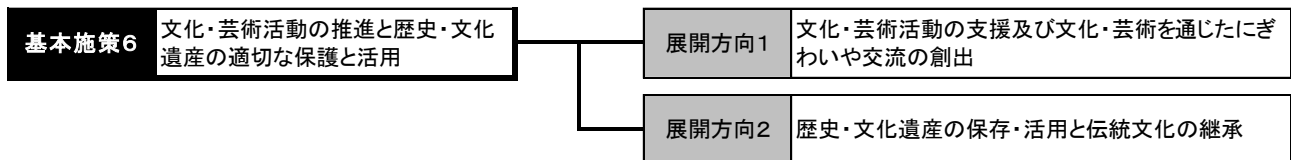
【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：公民館】

＜現状と課題＞

- 国は、令和5(2023)年3月に「文化芸術基本計画(第2期)」を策定しました。本計画では、令和5(2022)年度から令和9(2026)年度までの5年間で推進する7つの重点取組などが示されています。
- 都は、令和4(2022)年3月に「東京文化戦略2030」を策定しました。本計画では、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの長期計画であり、目指す2040年代の東京の姿(将来像)「芸術文化で躍動する都市東京」が示されているほか、将来像を実現するための4つの戦略や戦略実行のための10の推進プロジェクトなどが示されています。
- FSXホール(くにたち市民芸術小ホール)では、様々な文化芸術事業を実施しています。また、国立市では、各種団体と連携し、講演会等を開催しています。
- FSXホール(くにたち市民芸術小ホール)の利用者数は、コロナ禍で一時激減したものの、その後年々利用者数が戻ってきており、令和6(2024)年度は、延べ53,077人の方が利用しました。しかし、コロナ禍前の平成30(2018)年度の利用者数(57,758人)の水準までは戻っていません。
- 国立駅周辺には、文教地区にふさわしい落ち着いたまちなみが広がるとともに、多くのギャラリーやアートスペースが軒を連ねています。一方、甲州街道以南の南部には「ハケ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、貴重な自然環境や歴史・文化遺産、伝統文化が数多く残されています。
- 平成30(2018)年には文化芸術施策の推進に向け、基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術をいっそう身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため「国立市文化芸術条例」を制定しました。また、同条例に基づき、国立市の文化芸術施策の推進のあり方と今後の取組を示した「国立市文化芸術推進基本計画」を令和元(2019)年5月に策定しました。
- 文化財は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくはならないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。令和7(2025)年4月1日現在、市内には国指定3、都指定4、市指定22の計29の指定文化財と、国登録4、市登録88の計92の登録文化財があります。
- 市内には、旧国立駅舎や、谷保天満宮、旧本田家住宅、城山、緑川東遺跡出土石棒などの有形・無形の歴史的文化遺産が現存し、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つです。
- 旧国立駅舎は、令和2(2020)年にほぼ元の場所に再築され、まちの魅力発信拠点として活用を始め、令和6(2024)年度は、490,531人が来館しました。また、寄贈を受けた旧本田家住宅は、令和2(2020)年3月に「東京都指定有形文化財(建造物)」に指定され、現在、解体復原事業を行っています。復原後は、南部地域の歴史文化の発信拠点として、活用することとしています。
- これらの歴史的文化的遺産を将来にわたり市民共有の財産として次世代に確実に引き継ぐため、その適切な保護と活用に努める必要があります。

＜施策の目的及び体系＞

文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術に親しむことができるとともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。



＜展開方向1：文化・芸術活動の支援及び文化・芸術を通じたにぎわいや交流の創出＞

【目的】

市民の自主的な文化・芸術活動を促進するとともに、支援を行うことで、文化・芸術を育む環境の整備を推進します。また、魅力溢れる文化芸術活動を行っているさまざまな主体との連携、協働した取組により文化と芸術を通じ、地域や世代間の交流を深め、「つながり」を醸成するとともに、あらゆる人々へ文化や芸術を届けられるような活動や、異なる文化に触れあう機会を提供することで、市全体で「にぎわいあふれるまち」を目指します。

【手段】

- ◆市内で行われる文化・芸術情報を積極的に収集・発信します。
- ◆くにたち文化・スポーツ振興財団や学校のほか、芸術活動に関連する様々な市民団体等との連携により、市民が身近に芸術に触れあう場を提供します。
- ◆文化施設的环境向上に努めるとともに、市民・団体が文化・芸術活動や発表、交流等を行いやすい機会を提供します。
- ◆子どもや青少年向け、さまざまな文化や芸術を体験するプログラムを提供します。
- ◆アウトリーチ事業等、文化・芸術とつながる機会を充実させるとともに、アーティストが市内で行う文化芸術活動を支援します。
- ◆他の施策において、文化や芸術の要素を取り入れた事業展開を推進します。
- ◆くにたち市民文化祭を通じ、だれもが文化や芸術とつながる機会の充実を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承＞

【目的】

市内の貴重な歴史・文化遺産、伝統民俗芸能を大切に守り、子どもたちの郷土についての理解を深め、郷土愛を醸成していくとともに、観光や地域振興につなげていきます。

【手段】

- ◆継承すべき文化財の指定・登録を進め、適切に保存・活用を図ります。
- ◆獅子舞などの貴重な伝統民俗芸能の継承に向けた取組を進めます。
- ◆文化財等を子どもたちの学習活用等で次世代への継承を図るとともに、市民が文化財に親しみ、市の歴史に触れることができる環境を整備します。
- ◆旧国立駅舎や旧本田家住宅の文化財的価値や国立市史における歴史的重要性を発信するとともに、積極的な活用を図り、回遊性の創出やまちの活性化にも寄与していきます。特に、令和８年度に開館予定の旧本田家住宅は、「南部地域の歴史文化の発信拠点」として、谷保天満宮や国立市古民家など周辺の文化財とともに訪れてもらえるような取組を進めます。
- ◆くにたち郷土文化館や古民家を利用した行事を通じ、歴史や伝統文化を学ぶ機会や郷土に関して理解を深める機会を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

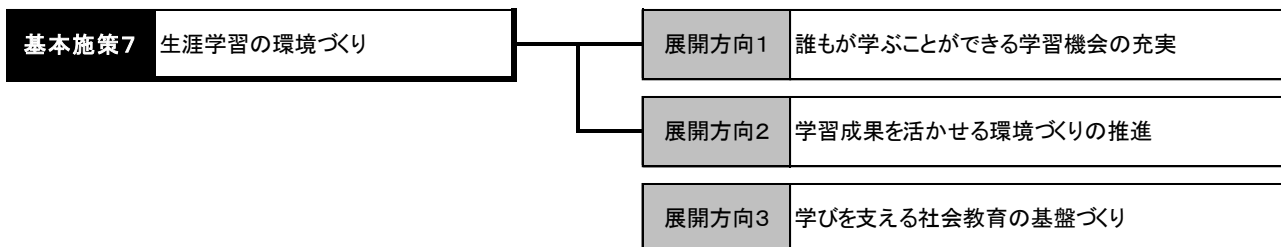
指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜現状と課題＞

- 国は、令和 5 (2023) 年 6 月「第 4 期教育振興基本計画」において、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、5 つの基本的な方針の 1 つに「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」を掲げ、その教育政策として「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」「公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」「生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進」を挙げています。
- 平成 30 (2018) 年 12 月の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」では、今後は「個人の主体的な学びを出発点とし、学びやその成果活用を通じた他者とのつながりの実感や積極的な地域活動への参画を経て、更なる学びを求める「学びと活動の循環」につなげていくことが重要」であり、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」の一層の充実が図られるよう、とされています。
- 令和 3 (2021) 年 3 月に東京都が策定した『未来の東京』戦略』では、戦略 6 「ダイバーシティ・共生社会戦略」の中で、「インクルーシブシティ東京プロジェクト」を挙げています。ここでは「東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』を実現するため、様々なシーンで多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しあう社会を実現」するとしています。
- 令和元(2019)年 5 月には、すべての人が平等かつ主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「国立市生涯学習振興・推進計画」を策定しました。
- 国立市では、地域住民の生活における問題や地域の課題を解決するための学習に関する各種事業を実施し、教養の向上や健康の増進、豊かな感情の醸成を図るとともに、市民の自主的な学習やサークル活動を支援しています。図書館や公民館等の社会教育施設は、その成果を活かせる環境づくりを行っています。また、令和 3 (2021) 年に電子図書館サービスを導入するなど、ICT 活用による学習機会の充実にも取り組んでいます。
- 国立市では、平成 20 (2008) 年 11 月に「国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を通じて自ら知識を獲得する習慣を身につけることができるよう、読書に触れる機会を増やすための環境整備を行っています。現在、令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度を計画期間とする「第四次国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、事業を推進しています。
- コロナ禍以前に比べ、図書館や公民館等の利用者数は減少傾向にあります。そのため、今後は、幅広い市民の生涯学習の促進に向けて、まずは生涯学習に取り組む市民の人数をコロナ以前の水準まで回復させることが必要です。このために、市の生涯学習情報を一元的に集約し、ICT を含め多様な手段での情報発信、多様な学習機会の提供、学習者の利用しやすい施設運営とともに社会参加に制約のある市民(例：しょうがいしゃや外国人等)のソーシャルインクルージョンを意識した取り組み等が必要です。また、学習成果を活かせる機会が市民の学習意欲を高めるという視点に立ち、学んだ成果を活用できる環境整備とともにそうしたサポート体制の充実が課題になっています。

<施策の目的及び体系>

誰もがそれぞれのライフステージにおいて学ぶことができる環境を醸成し、市民一人ひとりの主体的な生涯学習を推進するとともに、学んだ成果を様々な場面で活かすことができるまちを目指します。



<展開方向1：誰もが学ぶことができる学習機会の充実>

【目的】

しょうがいの有無や国籍、性別、年齢等の属性による制約がなく、誰もが学ぶことができる環境を整え、多様な学習を通じてそれぞれが生きがい等を得ていく市民を増やします。

【手段】

- ◆ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、様々なテーマや課題に対応した学習を支援します。
- ◆共生社会の実現に向けて、市民の人権や多様な文化を尊重し、相互理解を深めていく学習機会の充実を図ります。
- ◆しょうがいしゃが生涯を通じて、多様な学習・交流機会を得て、主体的に社会参加していくことができるよう支援します。
- ◆公民館・図書館等の社会教育施設や他の公共施設を活用した学習・交流機会の提供を推進します。また、学習者が利用しやすい施設運営に努めます。
- ◆市内の大学・高校、市民団体等の多様な主体との連携・協働により、学びの機会を増やします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向２：学習成果を活かせる環境づくりの推進>

【目的】

生涯学習による市民の多様な学習成果を、市民一人ひとりの自由な選択のもと、家庭・地域・学校・労働等の様々な場面で活かせる環境づくりを推進します。

【手段】

- ◆学習の成果を活かし、さまざまな表現活動や市民活動を含めた地域実践への展開を目指す事業等を開催します。
- ◆公民館講座を経て生まれた市民グループや市民文化祭、図書館協力ボランティア、郷土文化館、FSX ホール（芸小ホール）における市民実行委員会企画など、学習成果を地域において活かせる活動を支援します。
- ◆関係機関と連携し、市民が学習の成果を活かすことができる情報提供や学習相談等のサポートの充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向3：学びを支える社会教育の基盤づくり>

【目的】

市民の生涯学習の推進に向けて、誰もが自由に学ぶことができる学習環境の醸成のための条件整備を行い、日常的に生涯学習に取り組む市民を増やします。

【手段】

- ◆市民の生涯学習の環境整備に向けて、多様な関係機関や分野を横断・連携するネットワークづくりを推進します。
- ◆公民館・図書館等の社会教育施設等において、多様な学習者や市民団体等が利用しやすい施設整備・運営に努めます。
- ◆生涯学習課・公民館・図書館等における社会教育に携わる職員等の資質向上、力量形成を図ります。
- ◆市の生涯学習情報を集約し、ICT等を含め多様な手段での情報提供の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

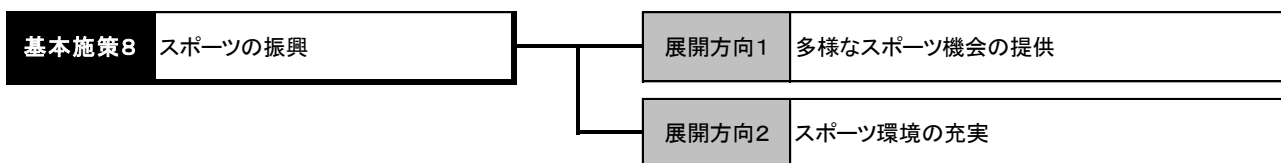
＜現状と課題＞

- 国は、令和 4 (2022) 年 3 月に「第 3 期スポーツ基本計画」を策定しました。本計画では、令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度の 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む 12 の施策などが示されています。
- 国立市では、スポーツ推進委員⁵を中心に、社会体育事業の企画・検討を行いながら、市民の健康づくりや地域の活性化に資する各種スポーツ・レクリエーションプログラムを実施しています。また、FSX アリーナ(くにたち市民総合体育館)では、様々なスポーツ・レクリエーション事業を実施しています。
- 市内における主要なスポーツ施設のうち、FSX アリーナ(くにたち市民総合体育館)の利用者数は、コロナ禍で一時激減したものの、その後年々利用者数が戻ってきており、令和 6 (2024) 年度は、延べ 171,830 人の方が利用しました。しかし、コロナ禍前の平成 30(2018)年度の利用者数(212,581 人)の水準までは戻っていません。
- テニスコート・野球場・サッカー場といった屋外スポーツ施設の利用件数は、天候等の影響により年度ごとに増減するものの、令和 6 (2024) 年度における利用件数の合計は 33,985 時間、令和 5 (2023) 年度の 34,297 時間と比べ、0.9%(312 時間)減少しています。
- 令和 6 (2024) 年 10 月より中学校体育館の学校開放利用も開始しましたが、まだ利用可能施設に比して、利用者が飽和状態であるのが現状であり、スポーツ及び健康づくりのための運動を行う場所が不足しているとの声があります。
- 今後は、高齢者の健康寿命の延伸をはじめ、誰もが共に楽しめるよう、公園にユニバーサルデザインに配慮した健康器具、インクルーシブ遊具等を設置し、より多くの市民が気軽に遊び、運動できる環境づくりを推進することで、体力の向上や心身の健康の保持・増進、余暇の充実を図るとともに、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流や地域コミュニティの形成を支援する必要があります。
- 市民の多種多様なスポーツ・レクリエーションに関するニーズに、より効果的・効率的に応えられるよう、「健康づくり」の観点から様々な事業を行っている関係各課と連携していく必要があります。また、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団や国立市スポーツ協会、令和 4 (2022) 年 4 月に設立された地域スポーツクラブ「くにたちエール」等の各種団体との連携をより一層進める必要があります。

⁵ スポーツ基本法に基づき、各市区町村より非常勤特別職として委嘱され、市民のスポーツの普及と振興を図るため、日夜活動しており、令和 7 (2025) 年 7 月 1 日現在、国立市では 13 名が委嘱されている。

<施策の目的及び体系>

市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちを目指します。



<展開方向1：多様なスポーツ機会の提供>

【目的】

しょうがい・体力の有無や年齢にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむ市民を増やし、健康増進や市民交流・コミュニティの形成等に結びつけます。

【手段】

- ◆地域におけるスポーツ機会の提供において重要な役割を果たしているくにたち文化・スポーツ振興財団やスポーツ協会及び地域スポーツクラブ「くにたちエール」の活動を支援します。
- ◆スポーツ推進委員と共に魅力的な事業の企画・立案を行います
- ◆関係各課やくにたち文化・スポーツ振興財団、スポーツ協会、「くにたちエール」、市内の大学等と共に、年齢・体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。
- ◆しょうがいしゃスポーツを含め、様々なスポーツを体験する機会を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：スポーツ環境の充実＞

【目的】

市民が利用しやすいスポーツ環境づくりを推進し、より市民がスポーツに親しむための機会を提供します。

【手段】

- ◆FSX アリーナ（市民総合体育館）や公園スポーツ施設等の利便性を向上させます。
- ◆学校開放施設の利用環境を向上させます。
- ◆スポーツ団体の紹介等を行うことで、市民が新しくスポーツを始めやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典 元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

【政策4】保健・福祉

基本施策9 健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化

【施策統括課：健康まちづくり戦略室

主な関係課：高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、保険年金課、福祉総務課、子育て支援課、児童青少年課】

＜現状と課題＞

- 内閣府の「令和6年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和52(2070)年には男性85.89歳、女性91.94歳となり、女性の平均寿命が90歳を超えると見込まれています。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19(2037)年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると推計されます。
- 超少子高齢社会の中で、世代を問わず一人ひとりが主体的に自身の幸福や生きがいに向けて自らの考えで行動できることや、自律性の向上、それを支える心身の健康の維持・増進が不可欠です。また、個人の幸福度には精神的な健康や社会的なつながりが大きく影響することから、身体的な健康のみならず、精神的な健康づくりの重要性が高まっており、各世代での孤独・孤立対策が課題と考えられています。
- 年齢、病気、しょうがいなど、心身の機能に低下や制限がある場合でも、多面的に、身の回りのことに幸せや満足を実感できる状態を広義の健康（ウェルビーイング）と考え、人にダイレクトに関わる施策（ソフト面）と、健康になるための仕組みをまちに取り入れていく施策（ハード面）の両面の施策に全庁で連携して取り組み、ウェルビーイングを感じられるまちづくりが必要と考えます。
- 健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）には、様々な算定方法がありますが、東京都では65歳健康寿命A（東京都保健所長会方式）⁶を用いています。「令和5年都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、国立市の65歳健康寿命Aは、男性83.43歳、女性は86.71歳で、東京都の男性82.83歳、女性86.06歳という値よりやや上回っています。
- 国立市民の死因の第1位はがん、第2位は心疾患（高血圧性を除く）で、この2つの死因で全体の約41.8%を占めています。また、運動機会の減少や食生活の欧米化等により糖尿病や脂質異常症の方が増えています。これらの生活習慣病の重症化は生活の質の低下を招くことから、予防のために、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等の実践と、定期的な各種がん検診・健康診査の受診が重要です。
- 胎児期から高齢期に至る全世代を健康づくりの視点で支え、関心が向かない人も日常生活において健康づくりに取り組めるような環境整備を行うことが必要です。教育や産業などの様々な分野と連携し、工夫した健康づくり施策が行われるべきと考えます。
- 今後の地域医療については、従来の「治す医療」が適切に提供されるよう医療体制の整備を進めることにとどまらず、「治し支える医療」の推進が期待されています。「社会的処方⁷」としてかかりつけ医が地域とのつながりをサポートすることで、地域コミュニティによる支えを得て、

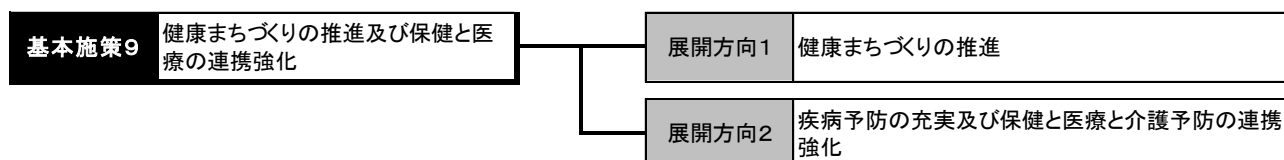
⁶ 65歳の方が、何らかのしょうがいにより要介護認定を受けるまでの期間は健康な状態であると考え、そのしょうがいのために要介護2の認定を受ける年齢を平均的に表したものの。

⁷ 薬物処方のみならず、地域とのつながりや活動等を紹介し、つなげる取組。疾病の管理のみならず、楽しみや喜びを含む活動と参加等に働きかける、セルフマネジメントに対する意欲の向上や、非薬物療法的な効果を期待するもの。（国立市地域医療計画より）

健康を維持・改善できるような仕組みづくりが求められています。

<施策の目的及び体系>

市民が健やかに暮らせる健康まちづくりを進め、健康寿命の延伸を目指します。



<展開方向1：健康まちづくりの推進>

【目的】

市民が日常生活の中で無意識に健康づくりを行える環境づくり、健康まちづくりを推進し、主観的健康観の向上を目指します。

【手段】

- ◆これまでの健康づくりにおける1次（発症予防）、2次（早期発見）、3次予防（重症化予防）に加え、社会的背景や生活環境への介入も含む「0次予防」を目指し、つながり・集える居場所づくりの支援、快適な歩行空間整備への働きかけ、外出する機会が増えるような取組を実施します。
- ◆健康まちづくりを戦略的に推進するため、インセンティブを活用した健康ポイント事業の実施等、科学的根拠に基づく施策を企画し、庁内の各部署と連携した取組を行います。
- ◆市民ボランティアである健康づくり推進員の養成及び市民による健康情報の普及啓発、民間事業者や大学研究機関との健康づくり連携事業など、産官学民連携のもと、健康まちづくりを推進します。
- ◆保健師や管理栄養士等が、市民の自主グループ、自治会等に積極的に訪問し、栄養・身体活動・感染症予防・熱中症予防などの支援を行い、ヘルスリテラシー⁸の向上を目指します。
- ◆こころの健康づくりについて取組を強化し、市民向け講座、学校での授業、関係団体及び職員向けの研修を行うほか、日常生活の中で困りごとや悩みを相談できる場所の周知に努めます。
- ◆健康・生きがいづくりの観点から、かかりつけ医から地域の社会的資源の情報提供を受けることができるよう、関係機関との連携を深め、仕組みづくりを進めます。

⁸ 健康や医療に関する正しい情報を入手し、活用する能力。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向 2：疾病予防の充実及び保健と医療と介護予防の連携強化＞

【目的】

保健と医療の連携を進め、あらゆる世代に対し疾病の早期発見、重症化予防の取組を行い、健康寿命の延伸を図ります。また、新興感染症の流行時に市民生活への影響を最小限に抑えるため、感染症対策についても取り組みます。

【手段】

- ◆第3次国立市健康増進計画に基づき、胎児期から高齢期のライフコースに沿った健康づくり施策を市内の関係各課と横断的に連携し、総合的に推進します。
- ◆市民が適切な医療サービスを選択できるよう情報提供を充実させます。また、適正な受診と専門的な健康管理のために、かかりつけ医を持つことの重要性を啓発します。
- ◆健康診査やがん検診、健康相談、健康づくりに関する啓発事業等を推進するとともに、疾病予防、重症化予防を強化します。また、女性の健康課題に対する効果的な取組を検討し実施します。
- ◆生活習慣病対策では、広く予防を周知するポピュレーションアプローチと、重症化を予防するためのハイリスクアプローチを壮年期から切れ目なく実施し、医療費の適正化を目指します。
- ◆「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、後期高齢者の生活習慣病重症化及びフレイル予防、健康状態の把握に努めます。
- ◆地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、病気の予防・早期発見・早期治療に向けた取組を推進するとともに、感染症の予防に努めます。
- ◆新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂し、感染症流行時の対応について方針を定めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援

【施策統括課：高齢者支援課

主な関係課：地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室、福祉総務課】

＜現状と課題＞

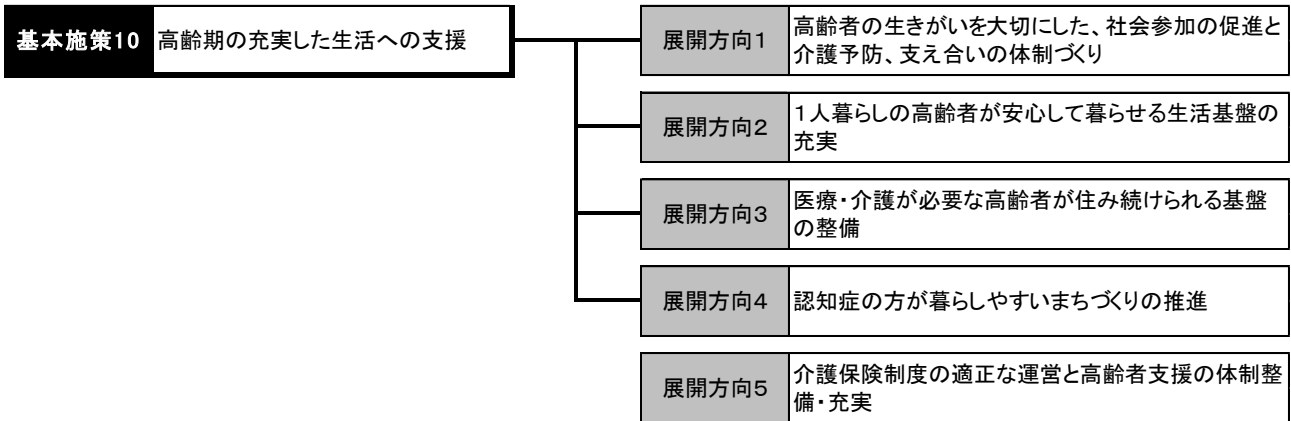
- 高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者の増加が予測される中、国では、平成 17 (2005) 年の介護保険法改正以来、一貫して、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしていました。
- 実際に令和 7 (2025) 年度を迎えた現在、国全体の今後の人口推移としては令和 22 (2040) 年ごろまで高齢者人口が伸び続ける見込みであることや、75 歳以上人口の割合の増加、85 歳以上人口の急激な進展が予測されています。これらに伴い、単身高齢者、認知症高齢者のさらなる増加も見込まれます。加えて、これまでの「高齢者の急増」から「生産年齢人口の急減」に局面が変化するといわれているところです。このような状況下において、今後は高齢者人口のピークと予想される令和 22 (2040) 年の状態を予測しつつ、これに対応できるよう、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをさらに進め、また地域ごとのカスタマイズを図り、施策を検討していく必要があることが示されています。
- 高齢者の生活を支えていく介護の事業所においては、全国的に人材不足の状況に陥っています。高齢者人口の増加をうけて介護職員の必要数は右肩上がりですが、令和 5 (2023) 年度の有効求人倍率は、介護関係職種では 4.07 と高水準です。国は、3 年に一度の介護報酬改定等で介護職員の処遇改善を進めていますが、依然として今後の介護人材確保については強い懸念が寄せられています。
- 国立市における高齢者人口は、平成 27 (2015) 年で 16,087 人（高齢化率 21.6%）であったものが、令和 2 (2020) 年で 17,634 人（高齢化率 23.2%）、令和 7 (2025) 年で 18,640 人（高齢化率 24.5%）となっています。今後の推計でも、高齢者人口は増加の一途をたどり、○年に○人（高齢化率○%）でピークを迎えると予測されています。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯数は、令和 2 (2020) 年で 9,010 世帯であったものが、令和 7 (2025) 年で 9,868 世帯と増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 認知症高齢者の数について、令和 4 (2022) 年の国全体における年齢階層別認知症有病率を基に試算すると、国立市には令和 7 (2025) 年に約 2,297 人、高齢者数がピークとなる令和○年には○人の認知症高齢者の方がいると予測できます。
- 国立市においては、平成 18 (2006) 年度より、地域包括ケア推進のひとつの柱に「認知症ケア」を位置づけ、「認知症になっても安心して暮らし続けられる地域」を目指し、他市に先駆けて認知症ケアを施策化してきました。今後、市の認知症施策をさらに充実させていくためには、「認知症の人の意思の尊重」「市民の認知症理解の拡大」「市としての認知症ケアの指針」等が必要になっています。全国的にも、令和 5 (2023) 年に認知症基本法が成立したことに伴い、「誰もが認知症になりうることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する」「個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望をもって自分らしく暮らすことができる」といった「新しい認知症観」が提唱され、各市町村においても国や都の計画に基づき、認知症施策推進基本計画の策定が努力義務となっています。こういった流れも踏ま

え、当市においては、当該計画を次期の地域包括ケア計画と一体的に策定することとしています。

- 国立市における地域包括ケア推進のもう一つの柱には、「在宅療養支援」が位置付けられてきました。「医療や介護が必要になっても住み続けられる地域」の基盤として進めてきた取組の成果は、例えば要介護認定者のうち在宅で過ごす方の割合が高水準であることなどに表れており、高齢者自身が暮らし続けたい、最期を迎えたい場所の希望が叶う地域づくりに一定の成果をあげているものと捉えます。医療介護連携の更なる充実を図り、今後の高齢者数の増加といった環境変化にも的確に対応して成果を維持し続けていくことが求められます。
- 今後、高齢になっても、自分の生きがいを大切にしながら、地域活動への参加等を通じて、元気で健康的な生活を送り、地域社会を支え、またお互いに支え合う一員としていきいきと活躍できるような環境を整えていくことが求められます。また、高齢者が自ら介護予防に努める環境を整えていくとともに、一人暮らしの人への生活支援を充実させていくことや、医療や介護が必要な人が尊厳を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進・深化に向けた取組を計画的に推進する必要があります。
- 高齢者を支えていくための介護保険制度は、保険者としての責任のもと、引き続き適正な給付と介護認定がなされていることが必要です。高齢者支援施策もあわせて、全体として持続可能な制度運営がなされるように努めていくことが求められています。また、全国的な傾向と同様、国立市においても介護人材不足の状況があることから、この対策の推進が必要です。

<施策の目的及び体系>

高齢者が生きがい大切に、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、一人暮らしの方や、医療や介護が必要になった方が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮せるまちを目指します。



<展開方向1：高齢者の生きがい大切に、社会参加の促進と介護予防、支え合いの体制づくり>

【目的】

高齢者が自らの生きがい大切にしながら、社会参加ができるようにしていくとともに、自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、高齢者同士が支え合っていきいきと暮らせるように支援します。

【手段】

- ◆高齢者自らが主体となった介護予防活動を推進し、さまざまなフレイル（虚弱）を防止します。
- ◆地域の集いの場の創出を支援し、高齢者が自らの生きがい大切に社会参加を促します。
- ◆高齢者の見守り活動や集いの場の緩やかなつながり等を基盤として、高齢者同士が、お互いに支え合える仕組みづくりを推進します。
- ◆高齢者の外出しやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：１人暮らしの高齢者が安心して暮らせる生活基盤の充実＞

【目的】

１人暮らしの高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。

【手段】

- ◆ １人暮らしや、高齢者のみで暮らしている世帯について、普段の生活を通じて見守りができる事業を実施します。
- ◆ 「高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施」の一環として 75 歳以上の方の健康状態不明者調査を行い、１人暮らしの方を含めた健康状態不明者の把握とアウトリーチを行います。
- ◆ １人暮らしの方が安心して生活を送れるように、万一の備えである ACP や終活について、普及啓発や情報提供を行います。
- ◆ 生活の大きな基盤である住まいを安定的に確保できるように支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向３：医療・介護が必要な高齢者が住み続けられる基盤の整備＞

【目的】

加齢に伴い、医療や介護が必要になった高齢者が安心して地域で暮らせるようにします。

【手段】

- ◆ 医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。
- ◆ 地域の高齢者が身近にかかりつけ医を持てるよう、周知啓発の取り組みを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

展開方向 4：認知症の方が暮らしやすいまちづくりの推進＞

【目的】

認知症の方の意思を尊重しながら、地域で認知症があってもなくても活躍できるようにします。

【手段】

- ◆市の認知症ケアの指針として新たに国立市認知症施策推進基本計画を策定します。
- ◆認知症になったときや、その疑いのある方が、適切に医療につながりケアを受けられるよう取り組みます。
- ◆地域全体で認知症の方の日常生活を支える取り組みを進めます。
- ◆認知症の特徴や認知症の方への対応などについて市民へ周知・啓発を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 5：介護保険制度の適正な運営と高齢者支援の体制整備・充実>

【目的】

持続可能な介護保険制度の運営を行うとともに、生活、介護、医療等の総合的な相談にきめ細やかに対応することにより、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるようにします。

【手段】

- ◆必要な市民が必要なときに必要な介護保険サービスを利用できるよう、円滑な制度運営と介護基盤の整備を進めます。
- ◆国や都との役割分担のなかで、国立市として必要な介護人材確保対策を推進します。
- ◆介護保険給付や介護認定について、将来にわたって適正な状態を維持します。
- ◆地域におけるネットワークを構築し、市民の相談を幅広く受け付けて適切なサービスや制度利用につなげます。
- ◆変化する社会課題に対応した地域づくりや地域の資源開発を行います。
- ◆高齢者の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援するとともに、高齢者の人権が守られるよう、必要な措置を講じます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 11 しょうがいしゃの支援

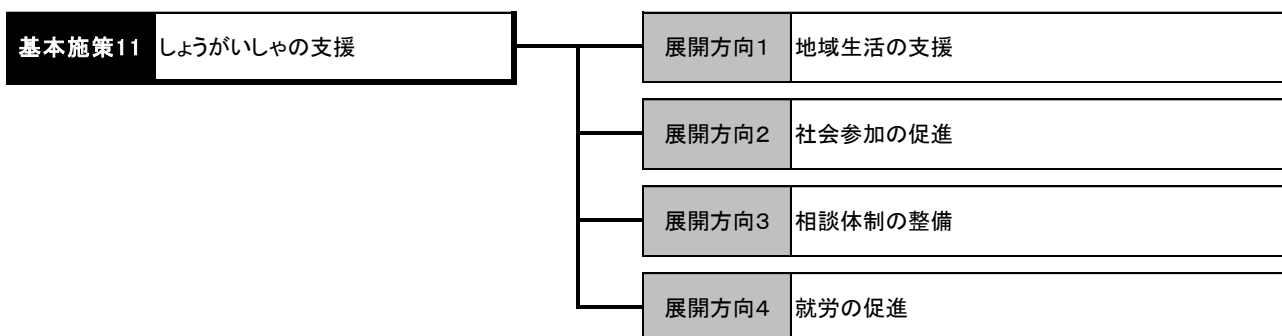
【施策統括課：しょうがいしゃ支援課 主な関係課：福祉総務課】

＜現状と課題＞

- 国は、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、制度を整備してきました。
- 令和 5 (2023) 年、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とする「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。また、令和 6 (2024) 年 4 月、「障害者差別解消法」が一部改正され民間事業者における合理的配慮提供が義務化されたことや、令和 7 (2025) 年 6 月、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されるなど、障害福祉行政に関わる制度改正が相次いでいます。
- 国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、令和元(2019)年以降、横ばいの状況にあり、令和 5 (2023) 年では 1,936 人、令和元(2019)年の 1,940 人と比べて 0.2%(4 人)減少しました。また、知的しょうがいの方の「愛の手帳」の所持者は増加傾向が続いており、令和 5 (2023) 年では 678 人、令和元(2019)年の 579 人と比べて 17.0%(99 人)増加しています。さらに、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、令和 5 (2023) 年では 1,765 人、令和元(2019)年の 1,448 人と比べて 21.9%(317 人)増加しています。
- 平成 27(2015)年 9 月、平成 17(2005)年の「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を制定(平成 28(2016)年 4 月施行)しています。また、令和 5 (2023) 年 9 月には、手話言語に対する理解促進や、手話言語を必要とする市民が手話言語を使用しやすい環境構築等を目的とした「国立市手話言語条例」を制定しています。
- しょうがいのある方の日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消には、合理的配慮の提供が欠かせませんが、多様かつ個別性の高いものであるため、適切な対応を行うため、市民一人ひとりが、しょうがいに対する理解を深めることが求められています。
- しょうがいのある方が地域の中で安心して暮らしを続けることができるよう、国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を行う必要があります。

<施策の目的及び体系>

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



<展開方向1：地域生活の支援>

【目的】

しょうがいしゃが地域であたりまえに生活し続けられるよう持続可能な支援を目指します。

【手段】

- ◆日常生活に不可欠な福祉サービス等の支給については、個々の状況に応じ、必要性や優先度も考慮しながら実施します。
- ◆市民や事業所に対し社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮提供に関する理解促進の取組を行います。
- ◆しょうがいしゃの入所施設や病院等からの地域移行を支援するため、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 2 : 社会参加の促進>

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

- ◆限られた資源を有効に活用しながら、しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。
- ◆しょうがい児に関するサービス支給については、就労家庭からのニーズの高まり等状況の変化を捉え、効果的な支援を実施します。
- ◆日中活動への支援については、既存団体及び事業所との連携を強化し、支援の重複を避け効果的に実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向3：相談体制の整備>

【目的】

当事者やその家族等からの相談に対し、重点的かつ効率的に対応できる体制を構築し、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。

【手段】

- ◆自立支援協議会⁹を中心に、相談支援事業所や一般相談を委託する事業所との連携を強化します。
- ◆しょうがいしゃ虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。
- ◆相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。
- ◆地域の相談支援の拠点となり、総合的な相談業務や支援のコーディネーター機能を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

⁹ 関係機関・団体、しょうがい者等により構成される。当市では全体会と地域課題協議部会でしょうがい者の社会参加機会確保、関係機関連携強化、課題整理・対応等について協議している。

<展開方向 4 : 就労の促進>

【目的】

しょうがいしゃの一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

- ◆個別の就労支援事業を継続します。
- ◆しょうがいしゃや企業個々の相談支援等をハローワーク等関係機関との連携により推進します。
- ◆取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 12 包摂的な地域づくりと包括的な相談支援

【施策統括課：福祉総務課

主な関係課：生活福祉担当、しょうがいしゃ支援課、地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室、子育て支援課】

＜現状と課題＞

- 地域共生社会の理念・概念が提唱され、国において本格的な取り組みが開始されてから 10 年が経過します。この間、地域共生社会の実現に向けては、平成 29(2017)年の社会福祉法改正により、全市町村に対して包括的な支援体制整備を努力義務化するほか、令和 2(2020)年の法改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきました。
- 厚生労働省において設置した「地域共生社会の在り方検討会議」の中間報告においては、2040 年の社会の在り方を含めて検討を要する事項として、①地域共生社会の更なる展開に向けた対応②身寄りのない高齢者等への対応③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方⑤社会福祉における災害への対応、などを検討事項として挙げています。
- 市においては、国の動きに先駆け平成 26(2014)年に福祉総合相談窓口「ふくふく窓口」を設置し、国立市社会福祉協議会においては、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー。略称 CSW¹⁰)を配置し、地域を含めた包括的な支援体制整備に取り組んできました。
- 令和 6(2024)年度からは重層的支援体制整備事業を開始し、①包括的相談支援事業②地域づくり事業③参加支援事業④アウトリーチを通じた継続的支援事業⑤多機関協働事業を実施しています。また、市民の困りごとをトータルで支援するため、庁内の様々な部署のほか、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO、民生委員や関係機関等多職種と連携する体制を継続して実施しています。重層的支援体制整備においては、包括的相談支援体制と地域づくりの取組を一体として構築することとされており、今後地域の包摂性を高める取り組みが求められています。
- 身寄りのない高齢者等が抱える課題として、住まいに関すること、身元保証や緊急連絡先の確保、終活に関すること、死後事務に関することなどが挙げられています。厚生労働省において、令和 6(2024)年度から日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務の支援を総合的なパッケージとして提供するモデル事業を実施しており、今後全国展開が見込まれています。市では令和 7(2025)年 9 月より総合的な住まいの相談窓口を開設し、住まい相談をふくふく窓口の 1 機能として位置付けました。その他の機能について、国立市社会福祉協議会とともに検討していく必要があります。
- 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実については、令和 8(2026)年度を目途に、現行の成年後見制度の改正が見込まれており、あわせて総合的な権利擁護施策について検討を進めることとされています。市では、これに先立ち、「人生の主人公は本人」をキーワードに、意思決定支援を重視した「国立市権利擁護支援計画」の策定を進めています。
- 全国の生活保護受給者数の状況は、令和 7(2025)年 2 月時点(概数)では、被保護者数が 1,998,606 人、被保護世帯数が 1,646,229 世帯となっています。また、前年同月比で被保護受給者数は 0.9%減、被保護世帯数は 0.2%増加しており、被保護者数は、平成 27(2015)年 3 月を

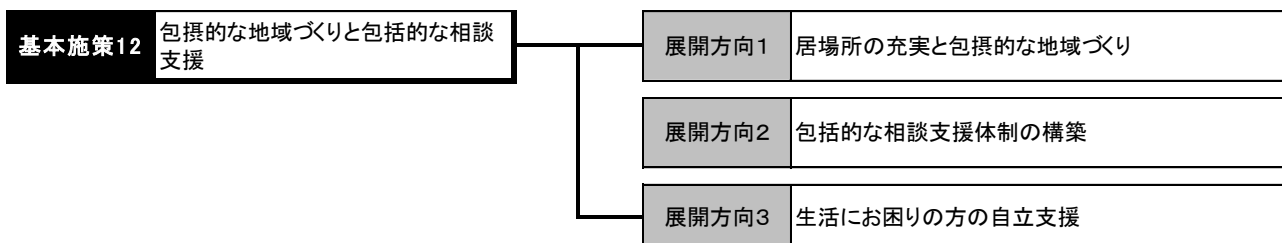
¹⁰ 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

ピークに、緩やかに減少に転じています。一方、国立市の状況は、被保護世帯数が増加する一方、被保護者数は横ばい傾向であり、令和 7(2025)年 2 月時点の被保護者数は 1,171 人、被保護世帯数は 991 世帯です。

- コロナ禍が明け、物価高騰による生活不安が広がる中で、生活保護制度の意義、果たす役割は非常に大きくなっています。生活保護は、憲法第 25 条に規定されている生存権を具現化するものです。国立市行政があらゆる取り組みの基底と位置づけるソーシャルインクルージョンの理念のもとに、市民が安心して幸せに暮らすことができるよう、生活保護行政を運営していくことが求められています。
- 国立市の生活福祉行政においては、平成 30(2018)年度に生活保護業務の不適正な事務処理が明らかになり有識者外部委員による再発防止策の検討を行いました。令和 3(2021)年度からは「国立市生活保護行政等運営審議会」とし、引き続き国立市の生活保護行政が適切に運営されているか、より良くするための取組がなされているかの検証を行っております。生活保護法の目的である「健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ために、国立市の生活福祉行政がより良いものとなるよう、組織として取り組んでいかななくてはなりません。
- 生活保護受給世帯は、分類上、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯に分類されます。全国的に高齢世帯の伸びが著しく、それ以外の世帯は減少傾向であるものの、国立市では、高齢者、母子、障害者、傷病者のいずれにも属さない「その他の世帯」の比率が高めであり、増加傾向にあります。生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の取り組みとともに、生活保護受給者に対する自立支援施策の取り組みを行っていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

ソーシャルインクルージョンの考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、包括的相談体制と包摂的な地域づくりを一体的に進めます。



<展開方向1：居場所の充実と包摂的な地域づくり>

【目的】

地域の包摂性を高め、地域の課題を地域自ら考え、多くの主体と協働し解決できるまちを目指します。

【手段】

- ◆地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じ、居場所活動など地域の住民同士のつながりが強まるよう支援します。また、居場所を中心とし、相談機関につながる体制や日常生活支援を主体的に実施する体制への支援を実施します。
- ◆くにたち福祉サポーター等、主体的に地域課題に向き合う地域福祉人材育成及び地域の活動へのマッチングを支援します。
- ◆成年後見制度の見直しに合わせ、総合的な権利擁護支援策の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：包括的な相談支援体制の構築＞

【目的】

制度の狭間に陥ることがないように、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的・重層的に支援します。

【手段】

- ◆庁内各相談部署や社会福祉協議会が連携し、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援体制を構築します。
- ◆各相談窓口の対応力・連携力を向上するため、各職員のスキルアップを図ります。
- ◆コミュニティソーシャルワーカー等を配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、多様な主体との連携の下、アウトリーチや参加支援等適切な支援を提供します。
- ◆住まいに関する相談を受け付け、地域の社会資源を活用し多様な主体と連携しながら包括的に支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向3：生活にお困りの方の自立支援>

【目的】

生活上の様々な課題を抱えた市民が、その課題を解決し自立(経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を含む)できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

- ◆憲法第 25 条に規定されている生存権を具現化する生活保護行政をより良いものとし、ソーシャルインクルージョンの理念の下、市民が安心して幸せに暮らすことができるよう支援を行います。
- ◆生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計改善・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、子どもの居場所・学習支援事業を実施し、貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進します。
- ◆住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や貸付の受付を行うとともに、必要な方が手続できるよう周知広報を充実させます。
- ◆地域の事業者の協力を得ながら、就労体験や超短時間雇用など様々な形での仕事への関わり方を地域に広げ、地域全体でソーシャルファームの理念をもとにした「やさしい雇用」の実現を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 13 防災体制の充実

【施策統括課：防災安全課 主な関係課：総務課、福祉総務課、都市計画課、教育総務課、ごみ減量課】

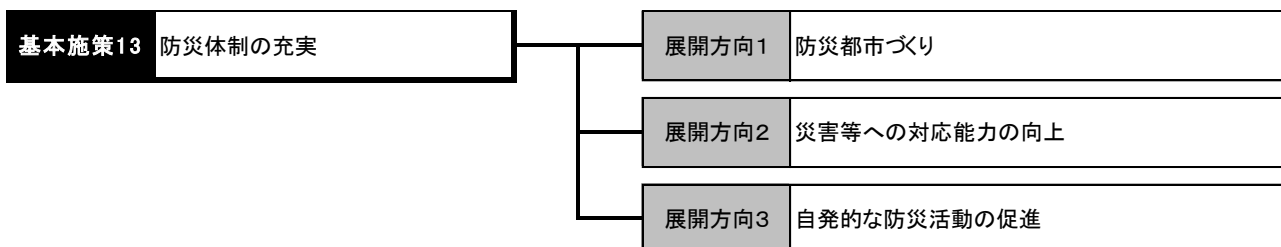
<現状と課題>

- 平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、熊本地震や能登半島地震など日本各地で大きな地震災害が発生しています。災害対策基本法では、能登半島地震などの過去の災害を踏まえた法改正が行われ、自治体の責務として防災計画の作成や訓練の実施、住民の責務として災害の生活必需品の備蓄や防災活動への参加を定めています。
- 東京都では、平成 28(2016)年に発生した熊本地震をはじめ、近年発生した大地震の教訓等の具体化、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりや ICT 等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取り組みを反映し、震災対策の実行性を更に向上させる観点から「東京都地域防災計画震災編」を令和 5(2023)年 5 月に修正しました。
- 東京都が令和 4(2022)年 5 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震(設定条件：冬の夕方 18 時、風速 8m/秒)の発生による国立市の人的被害は死者が 14 人、負傷者が 236 人に上ると推計されています。
- 国立市では、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした国立市総合防災計画について、令和 5(2023)年 5 月に国立市防災会議において、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直すことや、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、計画の修正をしています。
- 災害時の避難等に支援が必要な要配慮者のために、平成 25(2013)年度から避難行動要支援者名簿の作成が市に義務付けられ、令和 3(2021)年度からは避難行動個別避難計画の作成が努力義務となりました。避難行動要支援者名簿の整備を行いながら個別支援計画の作成を進めていく必要があります。
- 市内には主に自治会、町内会を母体とした 27 の自主防災組織があり、火災発生時の初期消火はもとより、災害発生時には地域の災害活動の中心的な役割を担うことになります。平常時には貸与された資機材を使った訓練を行い、災害発生時は指定避難所において避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たります。
- 消防団についても、日常の火災対応はもとより、地域の災害対応での活躍が期待されており、発災時には、消火活動と合わせて捜索や救助・救出活動も担うことになります。また、災害時には女性視点で災害対応を考えることが求められています。
- 近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に加え、気候変動に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、いつどこで起きるのか分からない災害時の被害を最小限に抑制するためには、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共助に根ざした防災活動の体制づくりをより一層積極的に推進する必要があります。また、水害時の市民一人ひとりの防災行動計画を定める「マイタイムライン」の考え方では自治体が発信するハザードマップなどの災害情報や、災害時の正確で迅速な情報発信が求められています。

- 大規模地震や水害に加えて富士山の噴火など大規模噴火の際の防災施策についても検討が求められています。
- 平成 29(2017)年には、減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、国立市の災害特性を考慮し、効果的に災害による被害を防ぎ、減少させるための具体的な対策をまとめた減災対策推進アクションプランを策定しました。また、令和 4(2022)年 1 月には国立市耐震改修促進計画を改訂し、令和 7(2025)年度までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するという目標を掲げています。発災時の被害を最小限にとどめ、都市機能の迅速な復旧を図るため、引き続き減災の取組を推進する必要があります。
- 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成 25(2013)年 5 月に国立市国民保護計画を策定しました。この計画は、外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロなどが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活などに及ぼす影響を最小にするための措置などを定めたものです。対象となる事態になった場合に、住民の避難や救援を行うことが想定されています。

<施策の目的及び体系>

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑えることができる安心・安全なまちを目指します。



<展開方向1：防災都市づくり>

【目的】

火災や地震など災害時の被害を減少させる災害に強い都市を作ります。

【手段】

- ◆木造住宅や分譲マンション、特定緊急輸送道路沿道建築物等の建築物の耐震化を促進します。
- ◆災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進します。
- ◆災害時における避難及び緊急車両の通行を円滑に行うため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。
- ◆震災時における火災の延焼を抑えるため、火災危険度の高い地区を重点的に、出火防止及び延焼防止の対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：災害等への対応能力の向上＞

【目的】

災害時等の初動体制を充実させ、想定される避難者及び武力攻撃等における国民保護措置に対応するため、市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進します。

【手段】

- ◆各種災害対応マニュアルの作成・検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆備蓄計画に基づき、想定される避難者数に対応できる計画的な備蓄を推進します。
- ◆計画的に訓練を企画・実施することで、対応能力の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向３：自発的な防災活動の促進＞

【目的】

地域の防災力を強化し、災害時における要配慮者の支援を円滑に行うとともに、市民の防災意識の向上による自発的な防災活動を促進します。

【手段】

- ◆自主防災組織の活動を強化するとともに、地区防災計画策定を推進します。
- ◆地域での要配慮者支援事業の展開や避難行動要支援者名簿の効果的な活用、避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定を進めることにより、要配慮者の支援体制を強化します。
- ◆風水害は地震災害と異なり、事前にある程度予測が可能な災害であることから、住民が正確な知識を持ち、行動できるよう周知啓発を図ります。
- ◆日頃からの防災関連情報の発信を強化するとともに、防災教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備

【施策統括課：防災安全課 主な関係課：まちの振興課】

<現状と課題>

- 法務省の「令和6年度版犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は、平成8(1996)年から毎年戦後最多を記録し、平成14(2002)年には285万3,739件にまで達しましたが、平成15(2003)年に減少に転じ、平成27(2015)年から令和3(2021)年までは戦後最少を更新していました。しかし、令和4(2022)年から増加に転じ、令和5(2023)年も引き続き増加しています。
- 国立市の令和4(2022)年以降の刑法犯認知件数は、令和4(2022)年に341件、令和5(2023)年に358件、令和6(2024)年に361件と前年を上回る傾向が続いております。令和6(2024)年における刑法犯認知件数を主な罪種別にみると、「自転車盗」が136件で全体の37.7%を占め、次いで「万引き」の39件(構成比10.8%)、「詐欺」の33件(構成比9.1%)の順となっています。
- 近年においては、求人サイトやSNSを悪用して離合集散を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」による特殊詐欺¹¹や強盗事件など、新たな犯罪集団による被害が発生しています。
- 国立市では、平成26(2014)年5月に警視庁立川警察署との間で、「①市と署との間の相互連携強化」、「②市民の防犯意識の向上や自主的な防犯活動の推進に対する支援」、「③犯罪情報等に関して可能な範囲内での市と署の相互提供」などについて定めた「国立市安全安心まちづくりに関する覚書」を締結し、警察との連携の下、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、社会全体の協力・連携による暴力団排除の活動に取り組み、市民の安全で平穏な生活を確保するため、平成26(2014)年4月に「国立市暴力団排除条例」を施行しました。
- 自転車盗や侵入窃盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、子どもから高齢者に至るまで市民のライフステージに応じた体系的な防犯教育を推進するとともに、地域での見守りの強化など犯罪が発生しにくい環境を整える必要があります。特に、国立市において被害の大きい特殊詐欺については、件数及び被害の減少に向けた重点的な取組が必要となります。
- 特に特殊詐欺については、継続して被害が発生しており、減少しない特殊詐欺被害を防止するため、広報啓発を一層推進するとともに、立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会等と協働した取り組みを推進し、社会全体で特殊詐欺の被害を防止する機運の醸成を図る必要があります。
- 近年、我が国では社会環境や家族構成、ライフスタイル等の変化に伴い、消費者の「食」に対する関心が多様化するとともに、実際の食材と異なった食品表示等の問題を背景に、安心・安全な「食」を求める消費者の意識が高まっています。国立市の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数の推移をみると、平成27(2015)年度以降400件から500件の間で推移し、横ばい傾向にあるものの、このうち「食料品」に関する相談件数は増加傾向にあります。
- さらに、SNSの発達に伴い、通信サービスの普及が進むと同時に、SNSに関連する新しい消費

¹¹ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝も含む)の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)である。

者トラブルが多発傾向にあるほか、高齢者を中心に特殊詐欺による深刻な消費者被害が社会問題化しています。

○全国の消費生活センター等に寄せられた「通信販売」に関する消費生活相談件数は、年々増加傾向にあり、消費生活相談全体の約3割以上を占めています。

○現在、国立市では、消費生活に関する相談や商品の苦情等に専門の相談員が対応する「国立市消費生活相談センター」を開設しているとともに、消費者被害を防止するため、相談機能の強化や出前講座等の啓発活動に取り組んでいます。

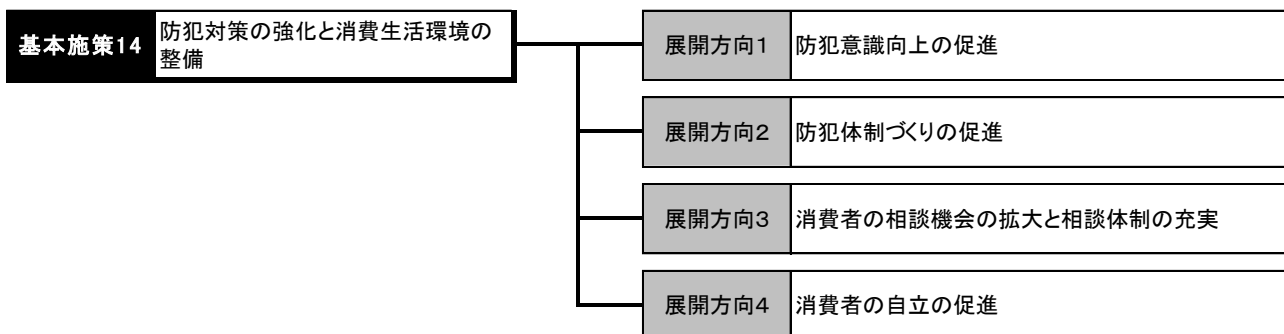
○消費生活相談件数は、平成30(2018)年度には595件となっていましたが、令和6(2024)年度は、484件と減少傾向にあります。

○情報通信に関連する新しい消費者トラブル、高齢者を中心とした特殊詐欺、架空請求メールなど、全国的に消費者を取り巻く社会環境が大きな変化を続けており、国立市においても子どもから高齢者まで、より多くの市民が様々な消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まっていくことが大いに懸念されます。

○消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。

<施策の目的及び体系>

生活上の安心・安全を確保するため、市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、犯罪が発生しにくいまちを目指します。また、市民が消費生活に関する情報を得ることができ、必要に応じて相談できるとともに、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。



<展開方向1：防犯意識向上の促進>

【目的】

市民の防犯意識を向上させることで、自主的な防犯対策を促進し、犯罪被害の減少につなげます。

【手段】

- ◆市内で発生している犯罪の特徴に応じた啓発活動を実施することにより、効果的に市民の防犯意識の向上を図ります。
- ◆高齢者の見守りの活動や消費生活の出前講座など多様な機会を捉えて市民への啓発活動を実施することにより、特殊詐欺被害の軽減を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 2 : 防犯体制づくりの促進>

【目的】

犯罪発生情報を市民と共有し、関係機関との連携を強化することにより、犯罪が起こりにくい環境を作り、防犯体制の確立を目指します。

【手段】

- ◆くにたちメールによる不審者や特殊詐欺等の発生情報の提供を行います。
- ◆立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会及び地域との連携を強化します。
- ◆自治会等に対して、防犯灯等の防犯設備への補助を行います。
- ◆特殊詐欺対策としての自動通話録音機の貸与や商店街等に対する安心安全カメラの整備補助など、犯罪の抑制となる取組を進めます。
- ◆市、市民、事業者が一体となって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「(仮称)安心して暮らせるまちづくり計画」の策定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 3 : 消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実>

【目的】

消費者の相談に迅速に対応するとともに、消費者の多様化する相談ニーズに対応します。

【手段】

- ◆消費者からの相談時間等を拡大します。
- ◆消費者相談員の相談スキル向上に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 4：消費者の自立の促進>

【目的】

市民が自らの自覚と判断により、消費者トラブルを回避できるよう支援します。

【手段】

◆消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、出前講座、出張相談を積極的に展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

【施策統括課：まちの振興課

主な関係課：福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、子育て支援課、公民館】

＜現状と課題＞

- これまで地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進する上では、住民に最も身近な地域コミュニティの基礎的単位である自治会、町内会等が主要な担い手となり、防災・防犯、環境美化、祭り・イベント、子育て支援、高齢者の見守りなど、様々な分野で活発な活動を展開していました。
- しかし、国立市においては、他の都市部と同様に、地域のつながりの希薄化、市民生活や価値観の多様化、少子高齢化の進行等により、自治会・町内会の加入率は、令和6(2024)年度で22.8%と、依然として低下しています。近年、高齢化が進む中で独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、孤立化防止のため地域での見守りが求められています。
- 地域の見守りや防災・防犯など、今後さらに個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの課題に迅速かつきめ細かく対応するためには、コミュニティ力が求められます。そのため、地域の課題を解決し、より良い地域社会づくりに向けて、自主的・自発的な活動に取り組む新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。また、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。
- コミュニティ施設については、施設利用者のニーズを把握しながら、既存施設を有効に活用していく必要があります。各地域におけるコミュニティ活動の活発化にも結びつくよう、ハード・ソフトの両面から、既存コミュニティ施設の機能向上や有効利用を促進するための取組を強化する必要があります。一方で、他の公共施設の改築に合わせて公共施設の複合化による効率化を進める必要があります。
- 近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等を背景に、全国的に地域社会が抱える課題が複雑化・深刻化しているとともに、社会保障関係費の増大等によって、行政の人的・財政的な制約が強まっています。
- このような状況下において、行政だけでは解決できない課題等に対して、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、また、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。
- 市・団体・市民の横の連携を生み出すために、広く市民・団体が利用できる情報発信サービスを構築し、ソーシャルメディアを利用した新たな市・団体・市民の交流機会の提供とCSWやボランティアセンターを含む広域連携の推進を目指す必要があります。
- 地域課題解決の主体として、NPOに加え、利潤ではなく社会的利益を追求する会社組織ソーシャルビジネスが注目されています。ソーシャルビジネスにおいては、商工業者向けの支援策がそのまま活用でき、地域の課題解決の新たな担い手として支援する必要があります。
- 今後さらに多様化・深刻化していくと見込まれる地域社会が抱える課題に対し、迅速かつきめ細かく対応するためには、様々な機会を捉えて市民の意見を聴取し、また、より広範な分野で

市民・地域・NPO・事業者等との市民参加(市民参画)と協働によるまちづくりを積極的に推進していくための仕組みを強化することが必要です。

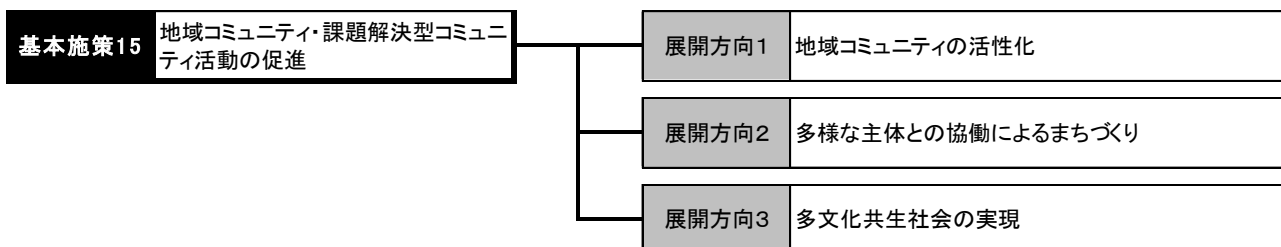
○平成 30(2018)年 12 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たな外国人材受入れのための在留資格が創設されました。国立市の外国人人口は、令和 6(2024)年 4 月には 1,923 人に達しており、日本語学習支援、生活相談、就学时・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、日常生活において多岐にわたる支援が求められていく可能性があります。

○既に外国人住民の割合が高い自治体においては、コミュニケーションや情報伝達を円滑に行うため「やさしい日本語」を導入する取り組みが進んでいます。

○日本語学習支援、生活相談、就学时・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、言語だけではなく、性、年齢、しょうがい、民族、国籍・出身地、宗教など、ソーシャル・インクルージョンの観点から、多様なマイノリティに配慮した社会づくりに取り組むことが求められています。

<施策の目的及び体系>

地域コミュニティ(自治会・町内会・地域における共同体)や、NPO等課題解決型コミュニティとの連携を強化し、地域の課題解決を図ります。自治体政策全体を見直す基礎的な観点として多文化共生を位置づけ、外国人市民が地域で孤立することなく受け入れられ、相互交流できるまちを目指します。



<展開方向1：地域コミュニティの活性化>

【目的】

地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会・町内会の組織や活動を維持・強化し、コミュニティ力を高めるとともに、これらの組織が地域で積極的に活動する場を整えます。

【手段】

- ◆防災・防犯など、生活に役立つ情報を自治会・町内会に提供します。また、市ホームページや広報等を活用して自治会・町内会の活動を支援します。
- ◆多様な主体の協働による取組や地域資源(人材・物資・資金・情報)を効果的に活用したコミュニティ活動を促進します。
- ◆活動拠点となるコミュニティ施設の機能を充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：多様な主体との協働によるまちづくり＞

【目的】

多様な主体による協働を進めることにより、地域社会が抱える課題に迅速かつきめ細かに対応します。

【手段】

- ◆より広範な分野において、市民・地域・NPO・事業者等が連携を強化することで共助社会づくりに取り組みます。
- ◆ソーシャルメディアを活用した新たな市・団体・市民の交流機会を提供します。
- ◆地域課題解決の主体としてソーシャルビジネスを支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向３：多文化共生社会の実現＞

【目的】

外国人市民が快適に生活できる環境を整えるとともに、日常的に外国人市民と交流することにより、相互理解を進めます。

【手段】

- ◆地域の国際交流団体や大学等との連携を図り、在住外国人との相互理解を図る活動を支援します。
- ◆地域の国際交流団体や一橋大学等と連携した懇談会・講座・レクリエーションなど、在住外国人と市民が交流する機会をつくります。
- ◆多言語対応や「やさしい日本語」を活用して、外国人にも伝わりやすい情報発信に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり

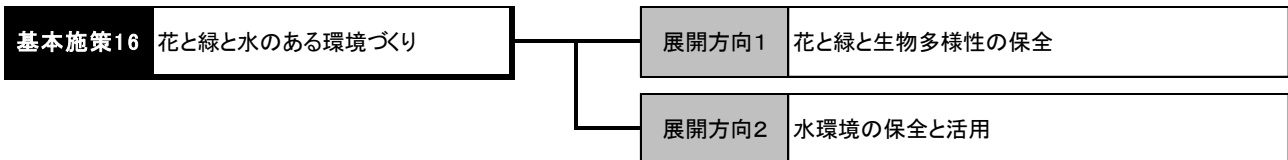
【施策統括課：環境政策課 主な関係課：下水道課、都市農業振興担当】

＜現状と課題＞

- 令和 6 (2024) 年 5 月、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度(ウェルビーイング)の向上等の課題解決に向けて、都市における緑地の質や量の両面での確保について推進が求められることになりました。
- 東京都は「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、行政だけでなく、都民や企業とともに、緑を未来に継承していくため、100 年先を見据えた緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和 5 (2023) 年 7 月に始動し、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取り組みを推進しています。
- 「国立市緑の基本計画」は策定から 20 年が経過し、社会情勢や緑を取り巻く状況も変化したことから、前計画をアップデートするとともに、これまでの施策の整理と市民の緑に対する意識やニーズを踏まえつつ、市民アンケート調査やワークショップを開催することで市民意見を反映し、緑の基本計画を改定しました。
- 令和 5 (2023) 年に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、生物多様性の損失を止め、回復させていく「ネイチャーポジティブ」の考え方が示され、今回の緑の基本計画改定に当たっては、生物多様性保全を最重要項目の一つとして捉え、「生物多様性地域戦略」を策定しました。
- これまで国立市では、大学通り緑地帯、崖線樹林地、谷保の城山(東京都歴史環境保全地域)、谷保天満宮など拠点となるような緑空間を中心に、その保全に努めてきました。しかしながら、市街化の進展や農地の減少等によって、現在、市内の緑環境は大きく変化してきています。
- 農地や樹林地などの緑被地は、一度失われると新たに創出することが難しいことから、各種制度の活用による農地や樹林地保全、宅地開発時の緑化指導、公共施設や民有地の緑地保全などにより、緑被地面積、緑被率を現状維持していくことを目標とします。
- 国立市は、南部地域に多摩川、矢川をはじめとした多くの河川や用水が存在し、ハケ下には湧水があり、恵まれた水環境を有しています。こうした水辺環境の維持については、生物の生息環境の保全を考慮し、市民参加による維持管理活動等が行える環境づくり、仕組みづくりを進める必要があります。
- 市民や来街者に「くにたち」らしさをしっかりと印象づけ、より多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるよう、今後も引き続き、市民や事業者、地域活動団体など多様な主体との連携・協働の下、市内に残されている貴重な自然環境の保全・再生や新たな緑の創出に取り組む必要があります。

<施策の目的及び体系>

市内外に国立の魅力を印象づける重要な地域資源として、より多くの緑や生物多様性を保全し、市内の貴重な水資源の水量の確保と水質の向上を目指します。



<展開方向1：花と緑と生物多様性の保全>

【目的】

将来にわたって継承すべき貴重な財産として、生物多様性の質向上を目指すとともに、花と緑を大切に守り育て活かします。

【手段】

- ◆市民ボランティアとの協働により、大学通り緑地帯や公園の維持管理に取り組み、まちを彩る花壇整備などを通じて、花と緑がいっぱいのまちづくりを推進します。
- ◆緑や生物多様性の保全を推進するため、市民に関心を持ってもらったり、実際に行動を取ってもらえるよう、情報発信に努めます。
- ◆「崖線樹林地の保全に係る基本的な方針」に基づき崖線樹林地の公有地化を推進します。
- ◆「谷保の原風景保全基金」を活用し、ハケや用水と一体となった景観を織りなす農地を保全します。
- ◆ブロック塀の生垣化や生垣新設について助成し、市街地の景観や都市環境、防災機能の向上を図ります。
- ◆民有地の緑化推進にあたっては、地域の植生に配慮した緑化や、生き物を呼ぶための緑化など、生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上に取り組みます。
- ◆大学通り緑地帯や街路樹の連続性など景観も考慮し、適切な剪定や維持管理に取り組むほか、樹勢状況に応じた更新を検討します。
- ◆立地環境特性や施設の本来機能との調和を図りつつ、公共施設の緑確保を推進します。
- ◆「公園施設長寿命化計画」を踏まえ、公園施設の計画的な修繕・更新を図るほか、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれている矢川上公園については、区域内の基盤整備の方向性の検討結果を踏まえながら拡充整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：水環境の保全と活用＞

【目的】

矢川や湧水等の水環境を保全し、市民生活に精神的な安らぎや潤いを与えます。

【手段】

- ◆矢川緑地保全地域と滝乃川学園を結ぶ、エコロジカルネットワークの骨格的な回廊として、矢川水域及び生態系の保全を推進します。
- ◆多様な生き物の生息地や回廊として、府中用水域と水田を一体的な自然環境として保全します。
- ◆「矢川おんだし里山保全地域」の指定に基づき、樹林地、用水、湧水、田畑で形成される一体的な自然環境、景観の保全に取り組みます。
- ◆農家の営農支援に向けて、用水路並びに矢川等の水路の機能管理を行います。
- ◆市内に残された貴重な自然資源である矢川や湧水、府中用水などの水環境を市民の憩いの場や学びの場として活用します。
- ◆緑地の保全や雨水浸透ますの設置促進により、地下水のかん養に取り組むほか、定期的な調査・監視を踏まえ、良好な水質を維持するために必要な対策を検討します。
- ◆矢川の流量や湧水量、また、雨水かん養対策などについては、立川市とも情報交換し、改善に向けた対応策を研究します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

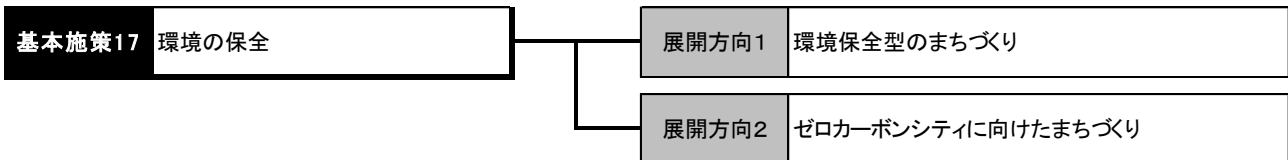
指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜現状と課題＞

- 政府の環境施策の大綱を定める第六次環境基本計画が、令和 6 (2024) 年 5 月に閣議決定され、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標に掲げ、「環境共生型社会」の構築を目指すこととしています。今後の環境政策の展開に当たっては、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において、可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。
- 国立市では、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 25 (2013) 年 7 月に「国立市環境基本計画」を策定しました。同計画では、行政、市民、事業者及び教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目的、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目指しています。
- また、国の地球温暖化対策計画は、令和 7 (2025) 年 2 月に計画の改定が閣議決定され、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスをそれぞれ 60%、73%削減することを目指し、新たな「日本の NDC (国が決定する貢献)」を、気候変動に関する国際連合枠組条約機構 (UNFCCC) に提出しました。
- 東京都は、2050 年ゼロエミッション東京の実現に向け、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減するカーボンハーフを掲げ、令和 7 (2025) 年 4 月から開始する太陽光パネルの設置義務化をはじめとした条例制度に加え、各種施策を拡充してきました。令和 7 (2025) 年 5 月、気候危機の深刻化や社会情勢の大きな変化の中、取組を一層加速するため、2030 年カーボンハーフと素先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2035 年までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減 (2000 年比) する新たな目標を設定しています。
- 国立市においては、令和 3 (2021) 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和 6 (2024) 年 3 月に「国立市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。同計画は、国立市における温室効果ガスの削減及び気候変動への適応推進に向けたもので、省エネルギーや、再生可能エネルギーの導入などによる温室効果ガス削減の取り組みを推進し、令和 12 (2030) 年度までに温室効果ガスの排出量を、市域全体で平成 25 (2013) 年度比で 60%以上削減する目標を定めました。
- 計画で定める目標の達成については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を促進し、脱炭素まちづくりの推進に向けて、市民、事業者の理解や協力を得ながら、ゼロカーボンシティ実現に向けた横断的取り組みを推進していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ(環境に配慮した生活)を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。



<展開方向1：環境保全型のまちづくり>

【目的】

良好な地球環境・生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取組を推進するとともに、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。

【手段】

- ◆環境問題に対する市民の理解や関心の醸成に結びつく情報の提供を行います。
- ◆環境に関する学習の機会や活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援します。
- ◆行政として対応が必要な環境問題が発生した場合、関係機関との調整や、解決・改善に向けた働きかけを行います。
- ◆典型7公害の発生防止に向けた監視・指導に継続して取り組みます。
- ◆苦情が発生した場合には、速やかに状況の把握や原因の特定、規制基準の適否等の確認を行った後、発生源に対し速やかな改善指導や助言を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 2：ゼロカーボンシティに向けたまちづくり>

【目的】

脱炭素まちづくりの推進に向けて、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取組を着実に推進し、令和 12(2030)年度までに温室効果ガスの排出量を、市域全体で平成 25(2013)年度比で 60%以上削減し、2050 年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ(ゼロカーボンシティ)を目指します。

【手段】

- ◆エネルギー消費の少ない製品・サービスの利用等を促進するとともに、環境に配慮した、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を図ります。
- ◆再生可能エネルギー等の導入促進やエネルギーの脱炭素化を図ります。
- ◆電動車の導入促進、公共交通の利便性向上や、自転車の利用促進など、交通の脱炭素化を図り、ウォーカブルなまちづくりを推進します。
- ◆市民や事業者の理解・協力を得て、多様な主体が脱炭素化の担い手となる脱炭素まちづくりを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<現状と課題>

- 大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。
- 国の第6次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿を「環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築」とし、持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であるとしており、東京都においても、2050 東京戦略において、サーキュラーエコノミーへの移行を推進するとしています。
- 国立市においても循環型社会形成に向け、引き続き、ごみの発生抑制、食品ロス削減、プラスチックごみの資源化などについて行政が先導的な役割を果たしながら、EPR(拡大生産者責任)¹²を柱とした 5R¹³×Responsibility(責任)の普及拡大に取り組む必要があります。
- 国立市が収集した可燃ごみは、稲城市にある稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で構成する多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川で焼却され、その後の焼却灰は日の出町にある25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚処分場においてエコセメントにリサイクルされ、土木建築資材として活用されています。また、不燃ごみは、市内にある環境センターへ搬入し、分別・破碎・圧縮等の工程を経て、専門業者が引き取り処理されています。
- 国立市は、平成22(2010)年度には埋め立てごみ「ゼロ」を達成し現在も継続中であり、平成29(2017)年9月に家庭ごみ有料化を実施しました。家庭ごみ有料化実施後のごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみの搬出量は、依然として多摩地域の他市と比較して多い方に位置しており、ごみ焼却の中間処理及び最終処分を広域化して他の自治体に依存している状況であることから、中間・最終処分場の延命化やごみ処理過程における環境負荷の低減、限りある資源・エネルギーの有効活用を図るためにもより一層の発生抑制と処理適正化を実施していく必要があります。
- 近年、国内各地で地震や豪雨等の大規模災害に伴う災害ごみも大量に発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、非常時や災害時においてもごみ処理を適正に行うことができるよう平時から備えておく必要があります。

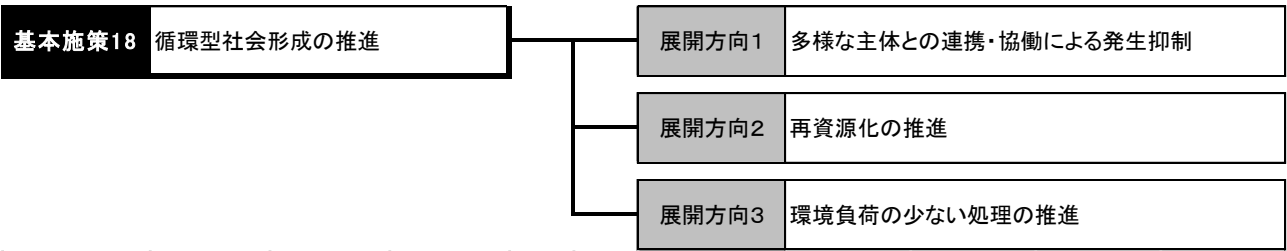
¹² Extended Producer Responsibility の略であり、製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方。この考え方が推進されることで、生産者は製品等の設計段階からごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものを作るようになるため、環境負荷の低い製品等がまちに広がっていき、結果としてごみが減っていくと考えられている。

¹³ 「Reduce(リデュース)：ごみになるものを減らす」、「Reuse(リユース)：使い捨てせずにそのままの形状で何度も使う」、「Repair(リペア)：修理・修繕しながら物を大切に使う」、「Return(リターン)：使用済み製品を販売店へ返す」、「Recycle(リサイクル)：原材料として再生して使う」の頭文字をとったもので、循環型社会を実現するためのキーワード。

○市民、事業者への積極的な情報発信をデジタル技術を活用して強化し、より多くの市民や事業者が主体的に循環型社会形成を進めていく活動に参加できるよう促進する必要があります。

<施策の目的及び体系>

廃棄物の発生抑制および適正処理を推進し、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指します。



<展開方向1：多様な主体との連携・協働による発生抑制>

【目的】

多様な主体との連携・協働の下、市内から出されるごみの総量を抑制します。

【手段】

- ◆EPRを柱とした5Rの推進に向け、ごみの発生抑制及び責任主体による資源化に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会形成を目指します。
- ◆家庭系ごみ及び事業系ごみの適正排出及び再資源化を促進します。
- ◆食品ロス削減に向け、食品ロス削減推進計画に基づく啓発活動などに取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 2 : 再資源化の推進>

【目的】

循環型社会の形成に向け、限りある貴重な資源を有効活用します。

【手段】

- ◆全市的にごみの分別排出の徹底が図られるよう、収集作業における不適正排出の確認や周知啓発等の強化に取り組みます。
- ◆再資源化を促進するため、適正な分別作業及び再資源化業者への引渡しを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 3 : 環境負荷の少ない処理の推進>

【目的】

環境に配慮した安全なごみ処理を安定的に推進します。

【手段】

- ◆ごみ処理による環境負荷を低減するため、焼却残渣のエコセメント化等について、円滑な運営に貢献できるよう構成団としての責任を果たします。
- ◆し尿及び生活排水の適正な処理を行うとともに、仮設便所を除く 100%の水洗化を目指します。
- ◆公共施設から排出されるごみの減量をはじめ、分別の徹底やリサイクルの推進等に向け、職員のごみに対する意識向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 19 道路の整備と適正管理

【施策統括課：道路交通課 主な関係課：都市計画課】

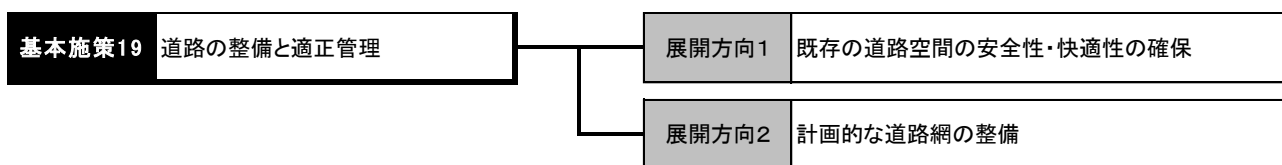
＜現状と課題＞

- 現在、全国の地方公共団体では 1950 年代半ば(昭和 30 年頃)から 1970 年代初頭(昭和 47 年頃)の高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行しています。
- このような状況の下、国では、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化計画¹⁴」を策定し、インフラ機能の確実かつ効率的な確保に向け「安全・安心の確保」を前提とした「中長期的視点に立ったコスト管理」が必要だとしています。
- 一方で、かつては自動車を中心に、生産性の向上に重点を置いた道路整備が行われていましたが、高齢化等の時代背景の変化に伴い、いつまでも健康的な生活が継続でき、だれもが安全に移動できる「人にやさしい」道路整備への要請が高まるなど、ウォークアブルな道路が求められ、役割が変化してきています。
- 国立市においても、道路施設の老朽化の進展に伴い、平成 30(2018)年 5 月に策定した「国立市道路等長期修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもが安全で快適に使いやすい道路となるよう、いかににより効果的・効率的に維持管理していくのが極めて重要な課題となっています。
- 都市計画道路は、人、自転車及び自動車のほか、公共交通などの移動を支える交通機能をはじめ、物流産業を支え、生活道路への不用な通過交通の抑制、都市の防災性の向上や上下水道施設、共同溝等のライフラインの収容等を担うなど、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、機能的に連携されたネットワークを形成することにより、市民生活や都市活動を支えるものです。
- 令和 8(2026)年 3 月には、東京都と特別区及び 26 市 2 町が協働し、「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)」が策定される予定であり、この中では、東京を取り巻く社会情勢の変化、道路を取り巻く課題及び東京の将来像をふまえ、都市の強靱化、人やモノの自由な移動、安全で快適な道路空間の創出、都市環境の向上を基本目標に掲げ、都市計画道路の整備に向けた取り組みを行っており、国立市でも優先整備路線の事業化に向けた取り組みを行っています。
- 市内の都市計画道路の整備率は約 38%にとどまっており、渋滞の解消や生活道路に通過車両が流入するなどの課題解決をはじめ、快適で安全な歩行者空間、自転車通行空間の確保や緑と緑をつなぐ道路空間の形成など、地域の特性や将来需要、健康まちづくり戦略を踏まえた、安全でウォークアブルな道路網の整備を推進していく必要があります。

¹⁴ 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業(メンテナンス産業)の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定。

<施策の目的及び体系>

だれもがより安全で快適に移動できる「人にやさしい道づくり」を進めます。



<展開方向1：既存の道路空間の安全性・快適性の確保>

【目的】

歩行者、自転車、自動車など道路を利用する全ての人々が、安全で快適に移動できる道路空間を確保します。

【手段】

- ◆人々の暮らしの安全性・快適性を確保するため緊急度や重要度に応じ、老朽化した舗装・道路施設の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。
- ◆道路の改修にあわせて道路付属物の更新を検討し、人にやさしい道づくりを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：計画的な道路網の整備＞

【目的】

地域の特性・課題に対応した秩序ある道路網の形成を図ります。

【手段】

- ◆優先度の高い路線を抽出した上、沿道の地域住民の理解と協力のもと、その着実な整備を推進します。
- ◆都及び関係区市町で連携・協力して策定される予定である「東京における都市計画道路の整備方針」の第五次事業化計画に基づき計画的な整備を推進していきます。
- ◆優先整備路線以外の都市計画道路は、広域的なネットワークとして機能することを前提に、改めて計画について検証し、必要に応じて段階的な整備を進めます。また、一部の未着手の都市計画道路については、環境上の配慮などを含めた様々な観点から、必要に応じて計画の見直しを検討します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

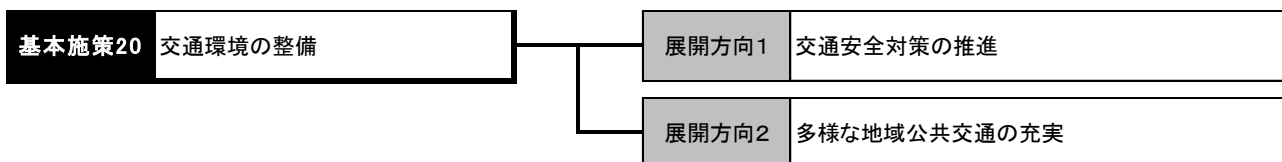
指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<現状と課題>

- 国立市では、交通安全の推進及び自転車の安全利用を促進するために、令和元(2019)年 11 月に「国立市交通安全計画」及び「自転車安全利用促進計画」を策定し、立川警察署とも協力し、交通安全教室を実施してきたほか、各種啓発活動、自転車走行空間の整備等、様々な施策を行ってきました。
- ハード・ソフト両面からの施策の実施により、平成 30(2018)年の市内の交通事故件数は 247 件でしたが、令和 6 (2024)年の市内の交通事故件数は 178 件と減少しています。
- しかし、自転車関与事故件数は、平成 30(2018)年に 102 件(自転車関与率 41.3) %、令和 6 (2024)年に 88 件(自転車関与率 49.4%)となり、件数は減少しているものの、関与率は増加しているため、今後も引き続き、対策を継続していくことが必要です。
- そのため、今後も交通安全教室等を通じて交通安全の意識啓発を図るとともに、道路照明やガードレール等の設置や管理等、交通安全施設の整備を進めていきます。
- また、近年ではコミュニティサイクルの活用が注目されており、多くの自治体で導入が進んでいます。国立市においても、平成 31(2019)年 4 月から民間事業者が実施するコミュニティサイクル事業支援を行い、市内の公共施設や公園等に自転車ポートを設置しています。近隣市からの乗り入れや公共交通と合わせた利用も考慮し、だれもが利用しやすい環境整備を進める必要があります。
- 需要や働き方の変化等により、バスの減便が生じるなど、地域公共交通を取り巻く環境は、近年、変化が生じています。全国的にもバス運転士不足が課題となる等、地域公共交通についての対応が求められています。
- こうした背景もあり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の策定を行うため、令和 7 (2025)年 4 月に地域公共交通活性化協議会を新たに発足しました。バス事業者、タクシー事業者、関係機関等と市内の地域公共交通の課題に対応していく予定です。あわせて、福祉有償運送(NPO 法人等が自家用自動車により、一人で公共交通機関を利用することが困難であること等の要件を満たす方をドア・ツー・ドアで輸送するもの)についても、地域公共交通活性化協議会にて、議論を行うこととしています。
- 国立市においても高齢化が進展すると見込まれることや、より多くの人々が市内で安心して子どもを産み、育てられる社会の実現が求められていることから、高齢者をはじめとして誰もが安心して外出したり、安全にウォークアブルな道路整備と合わせて、全ての方を交通事故から守ることができるよう、きめ細やかで総合的な交通安全対策の強化が必要となっています。
- 公共交通をはじめとする地域交通の充実とともに、高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない方の移動支援を行っていきます。

<施策の目的及び体系>

だれもが安全で安心して移動できるとともに、超高齢社会を支え、利用しやすい地域交通を整え、より多くの市民が公共交通機関や自転車を積極的に利用できるまちを目指します。



<展開方向1：交通安全対策の推進>

【目的】

高齢者、しょうがいしゃ、子どもなどの交通弱者も安心して移動できる、交通事故のない安全で安全なまちを目指して整備を進めます。

【手段】

- ◆小学校・中学校の児童・生徒から高齢者まで交通安全の意識を高め、安全な行動・運転を心がけてもらうため、交通安全意識の啓発を強化します。
- ◆市民が安心して外出できるようにするため、道路・交通環境の整備を推進します。
- ◆円滑な交通の流れを確保し、交通事故を防止するため、地域の実情や交通量等を勘案した上で、警察と連携して対策を行います。
- ◆事故の発生を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、道路・交通環境の点検を定期的に行い、点検結果に基づいた事故防止対策を進めていきます。
- ◆自転車利用者へ利用ルールの周知徹底を図るとともに、自転車とすれ違う歩行者、自動車などの道路利用者へも、関係機関等と連携し、啓発活動を行い自転車利用者の交通ルールの遵守意識の醸成を図ります。
- ◆自転車の安全性、快適性の向上や健康・環境などの地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用促進を図ります。
- ◆高齢者、しょうがいしゃを含む多くの駅利用者が安全に鉄道利用できるよう、鉄道事業者に協力依頼をしていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 2：多様な地域公共交通の充実>

【目的】

だれもが使いやすい多様な地域公共交通の充実を目指します。

【手段】

- ◆自動運転バスや AI オンデマンド等の実証運行等により、超高齢社会を支えるため、安心・安全に移動できるモビリティ確保を推進できるよう検討していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進

【施策統括課：国立駅周辺整備課

主な関係課：富士見台地域まちづくり担当、南部地域まちづくり課、
まちの振興課、道路交通課、都市計画課、環境政策課】

＜現状と課題＞

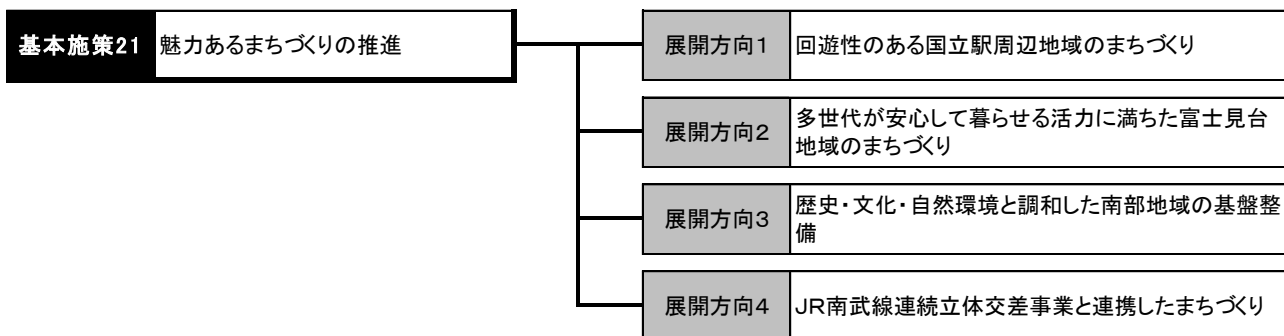
- 「国立市都市計画マスタープラン」では、「ひとにやさしいまちづくり」を基本理念に掲げています。市の最も重要な資源は、市民をはじめ、国立市で働く人、学ぶ人、訪れる人など国立市にかかわるすべての人間です。すべての人たちの命・尊厳・生活を大切にし、互いに尊重し合い、いきいきと活動しやすい環境を作ることこそ、まちづくりの本旨であり、核として位置づけられるものです。このことを踏まえ、以下の取組を行っています。
- 1920年代の大正末期から昭和初期にかけて整備が進められた国立駅周辺の市街地（「国立大学町」）は、令和8（2026）年4月に国立駅の開業から100年を迎えます。
- この間、国立大学町は、戦後にほぼ全域が文教地区に指定され、「文教都市くにたち」を象徴する地域となっています。このような特徴を持つ国立駅周辺地域は、平成25（2013）年に中央線連続立体交差事業が完了し、大きく環境が変化しました。
- 国立市では、平成21（2009）年11月に、今後の国立駅周辺のまちづくりを進めていくための基本的な方向性を示した「国立駅周辺まちづくり基本計画」を策定しました。同計画に基づき、着実に事業を進めた結果、平成30（2018）年5月には国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザが開設され、平成31（2019）年2月には国立駅北口駅前広場が再整備されました。
- 令和2（2020）年2月には文化財でもある旧国立駅舎が再築されました。旧国立駅舎は「まちづくりの駅」として活用し、国立大学町のまちづくりの歴史を後世に伝え、市への愛着を醸成するとともに、まちの回遊性を高め、まちの魅力を発信する役割を担う拠点としていく必要があります。
- 令和5（2023）年2月にJR東日本との用地交換が実現し、JR東日本グループが建設した賃貸住宅棟の一部を市が賃借して、令和7（2025）年7月に国立駅南口子育ち・子育て応援テラスが開設されました。また、この施設が面している西第1号線の整備が令和7（2025）年3月に完了しました。子どもだけではなく、たくさんの人が活用する施設から、歩きやすくなった空間により周辺への回遊性が高まることが期待されます。
- また、国立駅周辺の道路では令和6（2024）年度に西第1号線の整備が完了しましたが、回遊性を高めることや、健康まちづくり戦略を踏まえて国立駅南口広場の再整備や東第1号線の整備をすることにより人が集えウォーカブルな空間にするほか、再築された旧国立駅舎周辺の空間をより魅力あるものとなるよう、関係団体等と協力しながら引き続き整備していく必要があります。
- 富士見台地域は、1960年代の昭和30年代後半に、当時の日本住宅公団（現在の独立行政法人都市再生機構（以下、UR都市機構））が、国立富士見台団地の建設とともに進めた土地区画整理事業により基盤整備が進められ、住宅や公共施設の建設が進み、市街地が形成されました。
- 1965（昭和40）年に完成した団地は、創設から60年が経過しており、現在は日本各地にある多くの団地と同様に、高齢化率の上昇、空室率の上昇等の課題が生じています。
- これらの課題に対し、平成30（2018）年2月には、「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」

を、令和 3(2021)年 5 月には「国立市富士見台地域重点まちづくり構想」を策定し、今後のまちづくりの方向性・協働まちづくりの手引書として地域住民及び関係団体と共有し、このビジョンと構想の実現に向けて取り組んできました。また、令和 5(2023)年 6 月には、国立市と UR 都市機構が連携協定を締結し、これらの計画に基づくまちづくりの推進に向けて、より一層の連携体制を構築しました。

- 富士見台四丁目では、少子化・高齢化の進展、にぎわい創出の課題がある中、まちづくりの観点から地域課題への対応と都営矢川北アパートの建替え事業との連携の下、令和 5(2023)年 4 月、多世代を対象とした誰もがふらりと立ち寄りたくなる複合公共施設くにたち未来共創拠点「矢川プラス」が整備され、新たなにぎわい拠点として機能しています。
- また、基盤整備が進められた経緯から、富士見台地域は、市の中で公共施設が集中している地域です。基本施策 29 で述べられているように、富士見台地域の公共施設もまた老朽化が進んでいます。あわせて UR 賃貸住宅を中心とした団地においても、住環境の課題が顕在化しており、ビジョンや構想を実現する過程において、それら公共施設の再編と団地再生の方針や配置を UR 都市機構と連携しながら「富士見台重点エリア」として検討し、居住の安定を図りながら、ここからまちの価値を発信していくことが求められています。
- さらに、主体的にまちづくりに参画する市民の担い手を育成するために、構想に基づき、「クラブサバール」と銘打った、まちを楽しくする企画を練り、実際にその企画を体験することができるワークショップを実施してきました。公園での野外上映会やまちなかにシェア本棚が設けられる活動等、身近な公共空間を活かし、自らの関心や暮らしの知恵を起点に、人と人が緩やかにつながる新たな場や関係が芽生えています。他市においても同様の取り組みが広がり始め、住民自身がまちを自分たちで創り、育てるという意識を持って、様々な活動に参画することを通じて、よりよいまちを創っていく取り組みを進めていくことが求められています。
- 市南部の多摩川沖積地から青柳段丘にかけての地域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯として集落が形成され発展してきました。地域内には、崖線の樹林地や矢川の清流、湧水群など、都心部近郊にありながら水と緑に恵まれた自然環境が残されているとともに、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史ある文化的遺産が分布しており、国立の源ともいえる貴重な地域となっています。
- 昭和 59(1984)年に策定した「国立市南部地域開発整備基本計画」により、幹線道路の整備や土地地区画整理事業が実施されるなど都市基盤の整備が大きく進展しました。平成 26(2014)年に「国立市南部地域整備基本計画」、令和 6(2024)年には「国立市南部地域整備基本計画改定版」を策定し、南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」を目指して整備を推進しています。
- 令和 5(2023)年に JR 南武線(谷保駅～立川駅間)連続立体交差化計画等の都市計画素案説明会が行われ、事業化に向けた調査・検討が進められています。
- 国立市においては、令和 3(2021)年の「南武線沿線まちづくり方針」及び令和 5(2023)年の「矢川駅周辺基盤整備計画」で、鉄道が立体化された後のまちの将来像、駅前広場等の整備や土地利用の方針を示し、令和 7(2025)年には、矢川駅南口駅前広場等の都市計画素案説明会を実施しています。

<施策の目的及び体系>

それぞれの地域の特性や魅力を活かした都市機能の整備が行われ、恵まれた自然と歴史ある文化遺産と調和しつつ、利便性や快適性、防災面からみた安全性を兼ね備えたまちづくりを進めます。



<展開方向1：回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり>

【目的】

文化財である旧国立駅舎を中心とする国立駅周辺地域を、回遊性のある空間とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

- ◆国立駅南口のロータリーを含む南口駅前広場整備、国立駅周辺の道路整備等を進めることにより、だれもが歩いて街を楽しめる回遊性のある空間を創出します。
- ◆市民に必要な機能を有する公共施設、旧国立駅舎周辺の広場空間及び円形公園等の整備を進め、それらを中心に「市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいと交流のある」空間を創出します。
- ◆再築された旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用し、回遊性を高め、まちの活性化につながるよう施設運営を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

展開方向２：多世代が安心して暮らせる活力に満ちた富士見台地域のまちづくり＞

【目的】

富士見台地域を、少子高齢社会に対応した、多世代が安心して暮らせる活力ある地域とするとともに、一人ひとりの生活の質の向上を目指します。心地よい風景と人と人のつながりが日常的に感じられる豊かな暮らしをはぐくみながら、住空間と公共空間の両面から、持続可能で包摂的な街づくりを進め、この地域から国立市の魅力と価値を広く発信していきます。

【手段】

- ◆地域住民、UR 都市機構と協働し、「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」「国立市富士見台地域重点まちづくり構想」の実現に向けて取り組みます。
- ◆UR 都市機構による団地の再生と公共施設の再編を連携させ、地域の暮らしを支える空間の再構築と、持続可能なまちづくりを推進します。
- ◆構想にある市民まちづくりプロジェクト 100 の活動のさらなる醸成を図るとともに、これまでの活動を通じて芽生えてきた、住民による小さな活動や日常のアクティビティを基盤として公共空間の活用と都市基盤の再構築をつなぎ、多様な主体が関係性を築く「共創型まちづくり」を深化させていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向3：歴史・文化・自然環境と調和した南部地域の基盤整備>

【目的】

「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」を目指し、恵まれた自然と歴史ある文化遺産を保全しつつ、安心・安全で快適なゆとりある住環境の形成に向け、都市基盤の整った生活利便性の高いまちづくりを推進します。

【手段】

- ◆豊かな自然・歴史ある文化に配慮した南部地域のまちづくりを計画的に推進していきます。
- ◆土地区画整理事業等による基盤整備を検討するとともに、地区計画等の制度を活用したまちづくりも推進します。
- ◆「南部地域狭あい道路整備方針」に基づき、南部地域における狭あい道路の拡幅整備を計画的に推進します。
- ◆「国立市町界町名整理に関する基本方針」に基づき、町名や地番の整理改善作業を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向４：JR 南武線連続立体交差事業と連携したまちづくり＞

【目的】

JR 南武線連続立体交差事業により、安全な歩行・交通環境の整備、防災機能の向上等を図るとともに、南武線沿線のまちづくりや鉄道と交差する道路の整備を進め、安全で快適なまちづくりを進めます。

【手段】

- ◆踏切渋滞や踏切事故、鉄道による地域の分断などを解消し、人にやさしいまちづくりを実現するため、東京都、鉄道事業者等と連携して、JR 南武線連続立体交差事業による鉄道と道路との立体交差化を促進します。
- ◆鉄道と道路との立体交差化等により踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な歩行空間を整備します。
- ◆谷保駅周辺では踏切道の拡幅等による歩行・交通環境の改善、矢川駅周辺地域では、駅前広場等の整備により、交通結節機能の強化、安全で円滑な歩行・交通環境の整備を進めます。
- ◆JR 南武線連続立体交差事業にあわせた道路整備を推進します。また、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれている矢川上公園については、区域内の基盤整備の方向性の検討結果を踏まえながら拡充整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進

【施策統括課：都市計画課 主な関係課：まちの振興課】

＜現状と課題＞

- 国立の市域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯から発展した南部地域と、大正時代の末期以降に民間開発により整備された北部地域という都市形成の過程が大きく異なる2つの地域に大別でき、まちなみや都市景観の特徴も両地域では大きく異なっています。
- このうち、南部地域は崖線の樹林地や湧水を源とする水と緑に恵まれた自然的景観と、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史的景観を兼ね備えています。一方、北部地域は国立駅を中心に大学通り、旭通り、富士見通りが放射状に伸び、その沿道に整然としたまちなみが形成され、市内外に「文教都市くにたち」を象徴する良好な都市景観を強く印象づけています。
- 平成10(1998)年4月には、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的に「国立市都市景観形成条例」を施行し、良好な景観の保全・形成が図られるよう指導を行っているほか、大学通り沿道地域(一橋大学から江戸街道まで)を「都市景観形成重点地区¹⁵」に指定しています。
- このように、国立市は地域ごとに歴史や発展の経緯が異なり、それぞれ個性的なまちなみを形成しています。地域ごとの課題も異なるため、地域特性に応じたまちなみの誘導が必要となっています。富士見台地域は、公共施設を中心に大規模な施設の老朽化が目立ってきたことから、今後の在り方を検討する必要がありますが、再生にあたっては地域への影響の大きさを踏まえ模範となることが求められます。また、南部地域では、生産緑地地区の減少やミニ開発の増加により、緑の減少や景観を損なう状況となっていることから、開発の際には敷地内の緑化や周囲との調和を促す必要があります。
- 平成28(2016)年には、まちづくり条例が施行され、市民が主体となったまちづくりとして地区まちづくり計画の策定が可能となるとともに、一定規模以上の開発案件は条例手続きを通して事業者と市が協議できるようになりました。また、策定から20年以上が経過した「国立市都市景観形成基本計画」は令和2(2020)年3月に改訂し、名称を「国立市景観づくり基本計画」に変更するとともに、令和7(2025)年3月には、景観づくりガイドラインの策定を行いました。今後は、これらに基づきまちづくりや景観づくりをすすめるとともに、地区まちづくり計画や重点地区の指定についても推進を図る必要があります。
- 国においては、人口減少や既存の住宅・建物の老朽化などに伴い、適切な管理が行われていない空家等が周辺環境に影響を及ぼしていることを鑑み、平成26(2014)年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(以下「空家法」という。)」が公布され、平成27(2015)年5月に施行されました。
さらに、令和5(2023)年6月には「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)」が公布され、同年12月に施行されました。空家法においては、国の責務、地方公共団体の責務、所有者の責務が定められており、それぞれの立場で努めるべき事項が明記されております。
- 国立市では、平成28(2016)年度に空き家等実態調査を実施し、空き家であると判断できる特定

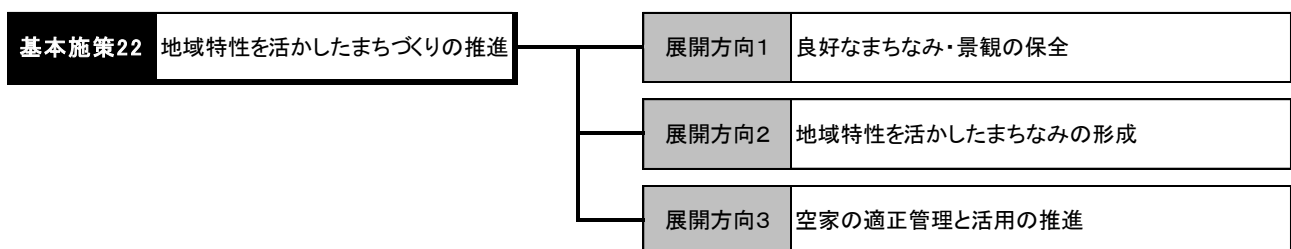
¹⁵ 一定規模以上の大規模行為は、建築確認申請の前に、国立市都市景観形成条例第26条に基づき、市への届出が必要であり、重点地区においては、戸建住宅等の小規模な建築行為等の場合でも、同条例第15条に基づき、市への届出が必要となっている。

空き家候補及び空き家候補が 186 棟確認できました。その後も継続的に空き家の状況の把握に努めており、令和 5 (2023) 年度末における空き家は 196 棟となっています。

○国立市においても、空家等対策の推進に関する特別措置法を効果的に活用するため平成 31 (2019) 年 3 月に国立市空家等対策審議会条例を制定し、特定空家等への対応及び空家等対策計画を令和 6 (2024) 年度に策定いたしました。空き家の適正管理と活用について、本計画に基づき実施していきます。

<施策の目的及び体系>

良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりを推進します。



<展開方向1：良好なまちなみ・景観の保全>

【目的】

「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。

【手段】

- ◆事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。
- ◆国立らしい良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を送れるよう、快適な住環境の創出を誘導します。
- ◆今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求めるとともに、景観形成の考え方を具体的に示すため、ガイドラインの策定に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向２：地域特性を活かしたまちなみの形成>

【目的】

国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。

【手段】

- ◆地域特性に応じたまちなみの維持・向上に向けて、地区計画等の諸制度を活用するなどして良好な空間づくりを推進します。
- ◆市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を支援します。
- ◆各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。
- ◆景観上重要な建築物等については、その維持・保全及び継承を行うために、重要景観資源の指定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向３：空き家の適正管理と活用の推進>

【目的】

地域における空き家化の未然防止、空き家の解消、空き家の適正管理を実現するとともに、空き家の有効活用を目指します。

【手段】

- ◆空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、計画策定、調査、個別対応など空き家対策を総合的、計画的に推進します。
- ◆市内の空き家の状況を把握し、有効に活用できる仕組みづくりを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

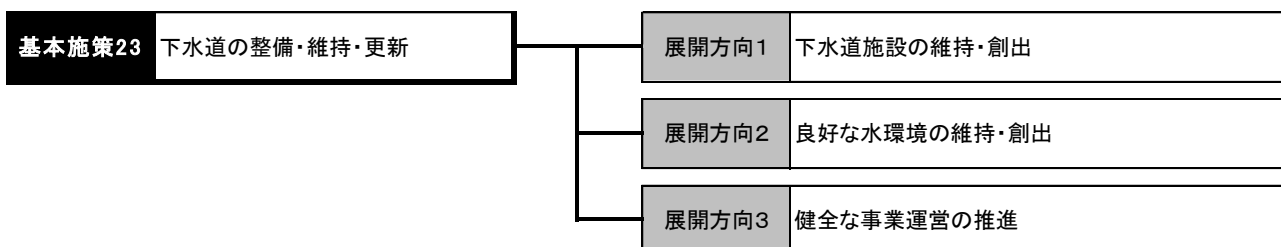
指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<現状と課題>

- 我が国では、下水道や道路、橋梁をはじめとして人々の生活環境を支えているインフラ施設の多くが、1950年代半ば(昭和30年頃)から1970年代初頭(昭和47年頃)の高度経済成長期に集中整備されています。今後、これらの施設の老朽化が急速に進行する一方、少子高齢化の進展等を背景に、国・地方を通じて財政状況が厳しさを増す中で、インフラ施設の老朽化対策は全国共通の重要かつ喫緊の政策課題となっています。
- 国立市の公共下水道は、昭和45(1970)年から下水道事業に着手した管きょと事業着手以前(昭和36年～昭和44年)に布設した管きょを含めると、総管きょ延長は約223km(令和6(2024)年度末時点)になります。標準的な耐用年数は50年とされていて、すでに耐用年数を超過している管きょが出てきています。
- こうした状況を受け、平成29(2017)年に「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、管きょの整備時期の古いものから順次、管きょ内調査を実施し、更新・改築等に着手しています。今後も計画的に更新・改築等を実施していく必要があります。
- 下水道法が平成27(2015)年5月に改正され、政令により維持修繕基準が創設されたことを受け、生活環境や公共用水域の水質の保全、防災面での安全性及び耐久性の維持・向上を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した下水道施設の予防保全型の維持管理を推進する必要があります。また、市民の日常生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインとして、長期にわたり安定かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。
- 近年の局地化、集中化、激甚化する降雨に伴い、多発する浸水被害を図るため、平成27(2015)年度に下水道を含む「水防法等と一部を改正する法律」法律が公布され、ソフト・ハードの両面から水害対策を強化する制度改正が行われました。本市においては、令和7年度に策定した国立市雨水管理総合計画に基づき、下水道による浸水対策を効率的かつ効果的に実施し、今後における浸水被害の軽減を図っていく必要があります。
- 地方公共団体の財政状況が厳しさを増している中、下水道事業への基準外繰入等により地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいため、下水道事業の経営基盤の強化が求められ、下水道事業の経営の健全性や計画性・透明性を図るため、令和2(2020)年4月に地方公営企業法を適用し、下水道事業のストックやコスト情報を明確にしました。また、持続可能な事業運営を目的として、同年度に下水道事業経営戦略を策定しました。今後は、人口減少や節水化による下水道使用料の減少、物価・人件費高騰による維持管理費・建設費の増加等の社会情勢の変化を踏まえて、令和8(2026)年3月に改定した下水道事業経営戦略と、その中に含まれる下水道使用料の改定の必要性の検証を行って作成した経費回収率向上に向けたロードマップに基づき、透明性が高く効率的な事業運営を図る必要があります。

<施策の目的及び体系>

地震・集中豪雨等による災害の未然防止にも十分配慮しながら、市民の日常生活や経済活動に必要不可欠なインフラ施設として、将来にわたって適切かつ効率的な維持管理・運営を推進します。



<展開方向1：下水道施設の維持・創出>

【目的】

地震・集中豪雨等による災害や、施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスクの低減を図ります。

【手段】

- ◆下水道施設に起因する事故を未然に防ぐため、日常のメンテナンスを行い、「予防保全型」の維持管理に努めます。
- ◆下水道施設の安全性を確保するため、公共下水道ストックマネジメント基本計画により、計画的かつ効率的に改築・更新を推進します。
- ◆農地転用等により宅地化が進んでいる南部地域の浸水被害を防止するため、雨水管の整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：良好な水環境の維持・創出＞

【目的】

治水対策を促進するとともに、河川・水路等の公共用水域の水質向上や地下水・湧水等の保全及び再生を図ります。

【手段】

- ◆民間事業者による開発行為等において、雨水流出抑制に関する指導を行います。
- ◆雨水浸透ます助成制度の周知を推進し、雨水浸透ますの設置拡大を図ります。
- ◆循環型社会の構築にも結びつくよう、処理水や汚泥等の下水道資源の積極的な活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向３：健全な事業運営の推進＞

【目的】

重要なライフラインとしての役割を将来にわたって発揮し続けることができるよう、下水道事業の経営基盤強化を図ります。

【手段】

- ◆地方公営企業法の適用により透明性が高く、より効果的で効率的な事業運営の推進を図ります。
- ◆持続的な下水道事業を実施していくため、下水道事業の経費回収率の向上を図るとともに支出の抑制に努め、効率的な事業の実施を図ります。
- ◆経営戦略については、令和 7 (2025) 年度の改定から 5 年ごとに改定を行い、経費回収率の向上に向け、下水道使用料改定の必要性について検討を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

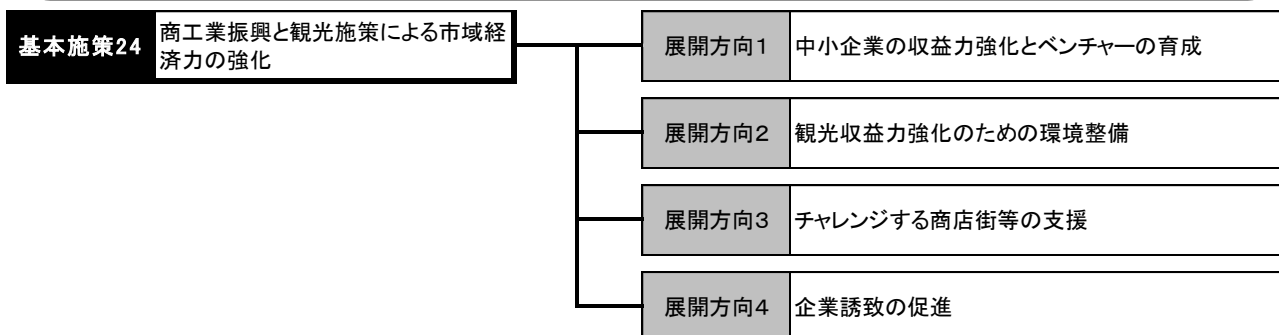
【施策統括課：まちの振興課 主な関係課：行政改革・情報政策担当、南部地域まちづくり課】

<現状と課題>

- 現在、全国的に消費者の購入先の選択肢が格段に拡大するとともに、商店主の高齢化や商店会の組織力の低下等により、既存の商店街は厳しい経営環境にある一方、商業機能に加え、地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など様々な地域課題に対応するための受け皿として、商店街に対する期待は高まっています。
- 国連サミットで採択された SDGs(持続可能な開発目標)は、その 17 の国際目標のうち、「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」などの目標において、そのターゲットにイノベーションの促進、中小零細企業の設立や成長の奨励などが掲げられています。これらの目標を達成するための取り組みを推進することにより、中小企業や地域の活性化に資する可能性があります。
- 令和 3 (2021)年 6 月時点で、国立市の小売業 1 事業所当たりの年間商品販売額は 594 億円であり、多摩地域 26 市の中では年間商品販売額は依然として低い水準となっています。また、国立市の特徴として、売り場面積の小さい、経営規模の小さな事業所が多い傾向にあります。
- 今後、経営者の高齢化が進んでいくにもかかわらず、多くの中小企業では後継者が不在の状況で、廃業が相次ぐ恐れがあるとの指摘がされています。今後も事業承継に関する相談のニーズが続くものと考えられます。
- 消費の活性化に向けては、令和 6 (2024)年度からデジタル地域通貨「くに Pay」を本格導入し、キャンペーンの実施や、健康ポイント・ボランティアポイントの付与等を行っています。
- 国立市では、平成 20(2008)年に制定した「企業誘致促進条例」に基づき、企業立地あっせん事業に取り組んでおり、令和 6 (2024)年度までに 12 社、17 件の誘致企業の指定を行っています。
- 今後、市内外からより多くの人や消費を国立市に引き込み、地域経済の活力を高めていくためには、地域の潜在力と創意工夫を最大限に引き出しながら、個性豊かで魅力ある商店・商店街づくりや既存企業の経営基盤の強化・安定化に向けた取組を積極的に支援するとともに、新たな産業の誘致・育成や様々な地域資源の魅力を高めていく必要があります。
- 観光に関しては、令和 2 (2020)年度に開設した旧国立駅舎に、観光案内機能を有する「まちの案内所」を設置いたしました。
- 今後、市内外の多くの人々が「文教都市くにたち」のまちの魅力に触れ、そこでの出会いを楽しむことができるにぎわいあるまちを目指していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

人口が減少し経済が縮小する環境において、観光手法を駆使して市外からもより多くの消費を引き込むとともに、個々の商工業者・創業者が活気をもってチャレンジできる環境を創出し、市域経済力を活性化し、訪れ・住み・働く場として選ばれるまちを目指します。



<展開方向1：中小企業の収益力強化とベンチャーの育成>

【目的】

地域経済の収益力を強化するとともに、市内での起業・創業を促進し、まちに活力を与えるため、経営基盤の強化・安定化を図ります。

【手段】

- ◆個人商店を中心とした中小企業への伴走型支援として、全国展開されている Biz モデルによる売上向上のためのコンサルティングをワンストップで行います。
- ◆中小企業の経営基盤の強化・安定化に向け、中小企業事業資金等融資あっせん制度¹⁶の利用促進などに取り組んでいきます。
- ◆中小企業で働く従業員の確保・定着に結びつくよう、勤労市民共済会¹⁷の活動を支援します。
- ◆市内での新たな起業・創業を支援します。

¹⁶ 市内の中小企業者、農業者、商店街を組織する団体及びNPO法人に対し、事業経営に必要な設備資金・運転資金等の貸付をあっせんするもの。

¹⁷ 中小企業等で働く事業主や従業員の福利厚生向上・充実を図るため、国立市から財政援助を受け、安定した運営を行っている福利厚生団体。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向 2：観光収益力強化のための環境整備＞

【目的】

多様な主体との連携・協力の下、様々な地域資源を活用してまちのブランド力を高めるとともに、観光資源を効果的に発信し、にぎわいを創出します。

【手段】

- ◆市民まつり、さくらフェスティバル、LINK くにたちなどの開催を通じ、市内の魅力を発信し、市内外からの集客力の向上を図ります。
- ◆「文教都市くにたち」の魅力と地域資源を活かし、にぎわいを創出するため、国立市観光まちづくり協会等との連携を強化するとともに、市の魅力を高める活動を支援します。
- ◆再築した旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 3：チャレンジする商店街等の支援>

【目的】

地域のやる気と創意工夫の下、既存商店街の集客力を向上させるとともに、商店街の枠を超えた店舗による連携によりさらなるにぎわいを創出し、市内での消費拡大につなげます。

【手段】

- ◆イベント事業等による商店街の販売促進活動を支援します。
- ◆商店会との連携の下、市外からの来街者が商店街を回遊するための仕組みづくりを進めます。
- ◆事業者に対し、商店街の活性化事例や各種研修・補助制度の紹介等の情報提供を推進します。
- ◆デジタル地域通貨「くに Pay」の活用を推進することで、市域内の消費活性化を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 4：企業誘致の促進>

【目的】

市外からの新規企業の立地を促進するとともに、指定企業の定着を図ります。

【手段】

- ◆今後も引き続き、市外からの新規企業の立地や既存事業者の産業誘導地域¹⁸への移転を促進するための支援に取り組みます。
- ◆文教都市にふさわしい研究開発型や教育産業等の付加価値の高い企業誘致に積極的に取り組み、雇用の拡大と地域経済の活性化につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

¹⁸ 国立市では、都市計画法上の用途地域のうち、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域に立地する企業を各種奨励措置の対象としている。

基本施策 25 農業振興と農地保全の推進

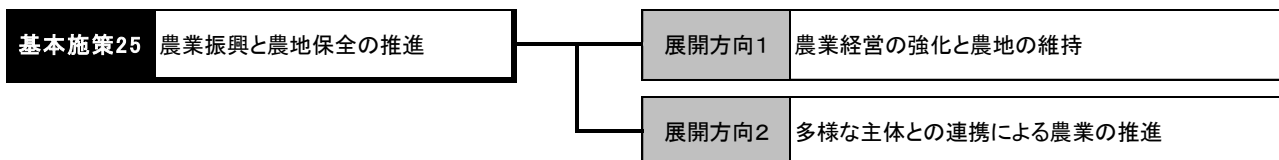
【施策統括課：都市農業振興担当 主な関係課：都市計画課】

＜現状と課題＞

- 日本の農業全体を取り巻く環境は、農業者の高齢化などによる担い手不足や、相続に伴う農地の減少、安価な輸入農作物の増加など、依然として厳しい状況にあります。
- 平成 27(2015)年に都市農業振興基本法が成立し、平成 28(2016)年 5 月には都市農業振興基本計画が国において策定され、宅地化すべきものとされていた市街化区域内農地が、あるべきものと明記されるなど、制度上の大きな転換を迎えました。
- これらの動きを受け、平成 29(2017)年 4 月に生産緑地法の一部改正を含む都市緑地法等の一部を改正する法律が成立し、生産緑地地区の面積要件の緩和や特定生産緑地制度が創設されました。平成 30(2018)年には都市農地貸借円滑化法が施行され生産緑地の貸借が可能となり、農地を保全する制度が整いました。
- 国立市では、平成 30(2018)年 4 月に生産緑地指定の下限面積の条例を制定し、300 m²まで引き下げる事が可能となりました。
- 「農林業センサス東京都報告」によると、国立市内でも、農地が平成 2 (1990)年の 102ha から令和 2 (2020)年の 31ha、農家数が平成 2 (1990)年の 210 戸から令和 2 (2020)年の 109 戸へと大きく減少しているとともに、令和 2 (2020)年では農業従事者の 8 割以上が 60 歳以上となるなど、担い手の減少及び高齢化が顕著な状況にあります。
- 市南部を中心に営まれている農業・農地は、新鮮で安心・安全な農産物の提供、地産地消の推進、農業体験等を通じた市民相互及び生産者とのコミュニケーションの促進、ハケ・用水・農地から構成される「くにたち」独自の景観的魅力、災害時の延焼遮断など、本市にとってなくてはならない多面的な機能を有しています。
- 農業・農地の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるよう、より多くの市民や事業者等との連携・協力の下、市全体で農業・農地を守り支えていくための取組を強化していく必要があります。
- 毎年生産緑地の追加指定を行っているものの、生産緑地の面積は減少傾向にあります。また、新法指定の生産緑地地区のほとんどは指定から 30 年を経過し、農地を減らさないよう特定生産緑地として 7 割近くの指定がなされましたが、今後も更なる周知に努めていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

地産地消や農業体験など市民が農業に親しめる環境づくりを進めるとともに、農業経営の強化や農業後継者の育成を促進し、農業・農地を適切に保全していきます。



<展開方向1：農業経営の強化と農地の維持>

【目的】

国立の重要な地域資源である農業・農地の多面的機能が、今後も適切に維持・発揮されるようにします。

【手段】

- ◆農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を増加させるとともに、経営体の収入増を支援し、農地の保全及び有効利用を促進します。
- ◆市内農業者の販路を拡大させるため、地産地消の対策と機会の創出を推進します。
- ◆農地の保全及び有効利用を促進するため、生産緑地の追加指定や特定生産緑地の移行を進めます。
- ◆くにたち独自の景観的魅力である「農の営みが残る原風景」を保全していくため、各種の農地保全に関わる制度を周知してその活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：多様な主体との連携による農業の推進＞

【目的】

農業・農地の有する多面的機能への市民理解を深め、地産地消を促進するなど、地域ぐるみで農業・農地を守り支えるための取組を推進します。

【手段】

- ◆農業・農地を有する環境の意義を市民に広めるため、農業体験及び農業の情報発信の拠点として整備した「城山さとのいえ」を中心に、農業のPRと市民と農業者を繋ぐ事業を推進します。
- ◆くにたち野菜を引き続きPRするとともに、くにたち野菜の販路拡大のため、飲食店との連携等新たな施策を展開します。
- ◆都市農地が有する環境保全機能や景観形成機能について市民に理解を広め、災害時の一時避難や農作物の調達をすることを目的とした防災協力農地を拡大していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

【政策 9】自治体経営

基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

【施策統括課：政策経営課

主な関係課：行政改革・情報政策担当、総務課、文書法制課、職員課、

市民課、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局】

＜現状と課題＞

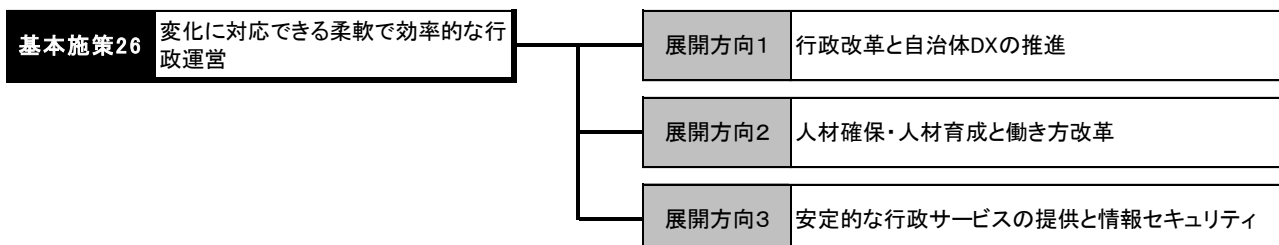
- 国立市の人口は令和 7 (2025) 年 1 月 1 日現在で 76,079 人となり、ここ数年間は増減を繰り返しながら横ばいの状況が続いています。今後市内における民間開発等の動向により人口増加の可能性はあるものの、人口減少の局面に入りつつあると推測されます。
- 国立市における人口構成の見通しとしては、高齢化率が上昇し、生産年齢人口の比率は減少傾向となります。令和 22 (2040) 年には日本全体で高齢者人口がピークになると推計されており、医療・介護等の社会保障費がさらに増加することが懸念されます。また、生産年齢人口の減少に伴い、税収の減収していくことも懸念されます。
- こうした状況においても、国立市がより多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるまちとして発展を遂げ、将来の人口減少や税収の減少に対応できるようにするためには、選択と集中の下、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより効果的・効率的に配分し、行政運営に尽力する必要があります。
- また、近年、地域主権改革や市民ニーズの多様化・高度化により、市全体の業務量が増加しています。限られた人材で多様化・高度化する市民のニーズに対応するためには、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、課題に対して部署を越えて積極的に連携する「部署間連携」により横断的に対応していくことが求められます。
- 具体的には、常に職員一人ひとりの能力向上を図りながら、単純な業務を減らし、ヒトが対応しなければならない業務に人員を振り向けていかなければなりません。人口減少の流れを受け、自治体においても AI の積極的な活用が行われています。新たな技術や民間事業者の活用等により適切な人員配置を行うとともに、「国立市人材育成基本方針」に基づく人材育成や令和 2 (2020) 年度より導入された会計年度任用職員制度を適切に運用することが必要となっています。
- こうした状況のなか、財源及び人的資源を確保するための具体的な計画として、第 5 期基本構想第 3 次基本計画の策定に合わせ、「国立市行財政改革プラン 2027」の見直しに取り組んでいます。
- 平成 28 (2016) 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性活躍とワークライフバランス推進のための働き方改革が求められています。これに関連し、国立市においても、女性管理職比率の向上、職員の年次有給休暇日数の向上、男性の育児休業取得率の向上、職場における代替人員の確保、職場環境の整備などの課題に対応していくため、令和 2 (2020) 年度から令和 7 (2025) 年度までを計画期間とする「特定事業主行動計画」を策定しました。
- 国は、令和 3 (2021) 年 9 月にデジタル社会形成基本法を施行し、国際競争力を高め急激な少子高齢化を高めるためにデジタル技術をあらゆる分野において活用し、創造的かつ活力ある社会を目指すことを打ち出しました。東京都は、令和 5 (2023) 年に東京デジタル 2030 ビジョンを策定し、「組織ごとや自治体ごとではなく、オール東京でデジタルのあり方を提言し、都が

牽引役となり、変革に挑んでいく」としています。

- 平成 28(2016)年 1 月から開始されたマイナンバー(社会保障・税番号)制度により、社会保障・税・災害対策の行政手続において、申請の電子化や自治体間の連携が推進されています。また、国によるマイナポイント等の普及施策の実施や、健康保険証、運転免許証としての利用開始により、マイナンバーカード保有率は全国平均 78.2% (令和 7 (2025) 年 3 月末時点) となり、多くの人がマイナンバーカードを活用する社会になりつつあります。
- コロナ禍を契機に、日本社会のデジタル化の遅れが指摘されるようになり、行政の在り方や人々の働き方が大きく変わる事となりました。特別定額給付金等の給付事業や、新型コロナウイルスワクチン接種事業等で一斉にすべての自治体がシステムを使った業務を始める際、自治体の基幹システムが統一的でないことから迅速な対応が難しかった反省から、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和 3 (2021) 年 9 月に施行され、対象 20 業務については令和 8 (2026) 年 3 月までに国が定める標準仕様書に準拠したシステムへ移行することが義務付けられました。
- 働き方が多様化していることや、生産年齢人口の減少による人手不足への対応として、AI の活用、テレワークやペーパーレスの推進等の DX (デジタルトランスフォーメーション) を進めるため、令和 5 (2023) 年 3 月に国立市 DX 推進計画を策定し、各種取組を進めることとしました。

<施策の目的及び体系>

中長期的な視点に立ちながら、選択と集中及び部署間の緊密な連携体制等に根ざした、より一層効果的・効率的な事業の実施に努め、市民から信頼される市役所を実現します。



<展開方向1：行政改革と自治体DXの推進>

【目的】

社会経済情勢の変化や今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる市民ニーズに対し、柔軟かつ適切な対応を図るとともに、継続的な改善改革に取り組みます。また、国立市 DX 推進計画に基づき、ICT¹⁹を活用した、質の高い市民サービスの提供や事業者の利便性向上を図るために、行政の制度や組織の在り方を変革していきます。

【手段】

- ◆将来的な事務量を的確に見極め、労働市場の状況や民間活力の導入も見据えながら、適正な定員管理を推進します。
- ◆選択と集中の下、事業のスクラップアンドビルドを常に意識し、総合基本計画を起点とする「Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(点検・評価)⇒Act(改善改革)」からなる PDCA サイクルの有効性を高め、より高い実効力を伴った行政運営を計画的に推進します。
- ◆費用対効果やセキュリティを十分に勘案した上で、各種行政手続のオンライン化や証明書等のコンビニ交付の推進等を図ります。
- ◆マイナンバー制度の運用により、各種行政手続の簡素化を推進します。
- ◆自治体システムの標準化・共通化を始めとする国の動きに対応しつつ、既存の業務プロセスを検証し、「書かない窓口」の導入を始めとして職員の事務負担の軽減と市民サービス向上の両面から行政の DX を進めます。
- ◆デジタル地域通貨「くに Pay」を市の様々な事業で効果的に活用することで、行政と市民の関わり方の変化を促し、市への愛着心の醸成と市民生活の充実を図ります。

¹⁹ 情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称。一般的な IT（情報技術）の概念をさらに一歩進め、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 2：人材確保・人材育成と働き方改革>

【目的】

良質な市民サービスを提供し続けるため、市政の担い手となる有為な人材の確保に取り組みます。また、職員のモチベーションや能力・資質を向上させるとともに、能力を発揮しやすい職場環境整備を進めることで職員の生産性を高めます。

【手段】

- ◆通年採用やカムバック採用など、市政を担う人材の安定的な確保を図ります。
- ◆人材育成基本方針に基づき、人事評価制度を活用し、組織目標達成に向けた職員のモチベーションの向上と人材育成を図ります。
- ◆育児休業に対する代替人員の確保やワークライフバランスの向上、軽装勤務の通年化等により働きやすい職場環境の整備を進め、職員の健康・意欲の維持向上を図るとともに、生産性の低下を防ぎます。
- ◆テレワークによる勤務を実施とするとともに、週休3日制やフレックタイム制の導入検討を行う等、多様な働き方を推進します。
- ◆適材適所による人事配置を基本としつつ、職場における意思決定の多様性を確保するため、管理職における女性の比率向上を図ります。
- ◆会計年度任用職員の募集・任用や異動など、効率的な組織運営の観点から、あり方の検討を行います。
- ◆ハラスメントに対する職員の意識啓発や研修の実施、カスタマーハラスメント対策マニュアルの周知・活用等、職場におけるハラスメント防止対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向 3：安定的な行政サービスの提供と情報セキュリティ＞

【目的】

複雑化・多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、安定的かつ効率的な行政サービスを提供するとともに、個人情報を含む情報資産の適正な管理・運用を行います。

【手段】

- ◆基礎的な行政サービスである戸籍・統計・選挙事務等や行政サービスを支える文書・契約・監査・出納事務等を安定して行える体制を整えます。
- ◆庁内の情報基盤の整備を進め、デジタルツールを活用できる環境を整えるとともに、システムを安定的に維持管理し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を進めます。
- ◆個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
- ◆先進技術の動向把握に努めつつ、ハード・ソフトの両面から、多面的なセキュリティ対策を推進します。
- ◆職員のセキュリティ意識の向上を図るための研修を充実させます。
- ◆社会動向や技術動向を踏まえ、情報セキュリティ対策基準等ルールの見直しを定期的に行います。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 27 市民の市政参加と市内外への魅力・情報発信

【施策統括課：政策経営課 主な関係課：秘書広報担当、行政改革・情報政策担当、まちの振興課】

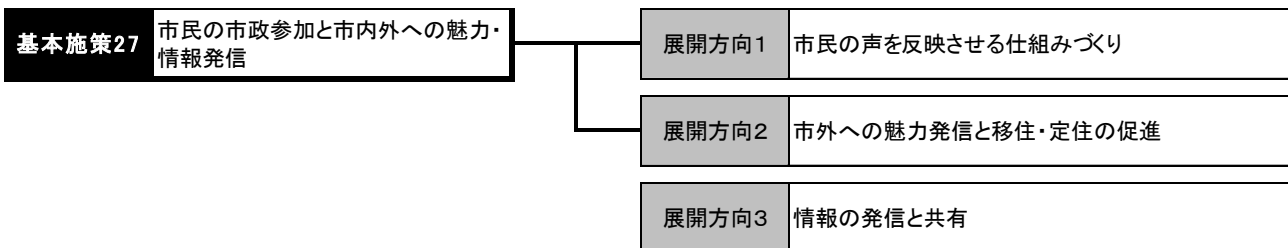
＜現状と課題＞

- 国立市では、市政への理解促進と市民に開かれた市政運営を推進するため、令和元（2019）年度から「市長と語るタウンミーティング」を実施しており、令和6（2024）年度までに15回実施し、延べ334名が参加されました。また、令和7（2025）年度からは、市民との対話をより重視していくため、「市民と市長の対話の会」を実施しており、多様な意見を市政に反映させることを目指しています。
- 市の魅力発信については、国立市観光まちづくり協会と連携して、シティプロモーションサイトを運営するとともに、フィルムコミッション事業を展開しています。その結果、市内におけるロケ件数が増加し、国立市をメインロケ地とする映画が撮影されるなど、ロケ地としての認知が進んでいます。
- また、情報通信ネットワーク化の進展により、個人における情報入手や発信する自由度は高まっています。一般的な情報発信の方法として、スマートフォンやタブレット等の普及により、X（旧 Twitter）や LINE、YouTube、Facebook や Instagram といった SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）が注目を集めています。国立市でも、情報発信手段として、市報のほかに、ホームページ、メール配信、X（旧 Twitter）、LINE、YouTube 等を活用し、市政情報や市の魅力を市内外に向けて広く積極的に発信しています。
- 今後、市報等の紙媒体をさらに工夫し、市民の生活の充実、利便性の向上となるような情報発信を行うとともに、ホームページについても、主要な情報発信手段として、さらなる内容の充実を図りつつ、高齢者やしょうがいのある方などだれもが利用できるものにするため、ホームページのアクセシビリティの向上を図る必要があります。また、社会における情報通信手段の発展に伴い、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築し、X（旧 Twitter）、LINE 等のさらなる活用を図る必要があります。
- 平成28（2016）年12月に「官民データ活用推進基本法」が制定され、同法において基本施策の一事項として、「国及び地方公共団体等が保有する官民データ²⁰の容易な利用等」（オープンデータの推進）が定められました。オープンデータは、行政が保有するデータを、市民や企業等が編集・加工等をしやすい形で、インターネット等を通じて公開することにより、自治体が抱えている政策課題を市民と共有し、共に解決していくことや、企業等が効果的に活用することで新たなサービスやビジネスを生み出し、地域の活性化につなげていこうとするものです。東京都では、オープンデータの標準フォーマットを定義し、都内の市区町村で共通したオープンデータを公開する環境を整備しています。国立市においても、オープンデータの公開・拡充への取組を推進し、有益な市民サービスや地域課題の解決につなげていく必要があります。
- このような状況下、地域社会を構成する多様な主体が適切な役割分担の下、より緊密に連携・協働してより良いまちづくりに取り組めるようにするためには、個人情報保護に十分配慮しながら、まちづくりに関する多種多様な情報の積極的な提供等を通じ、より多くの人々の自発的・主体的なまちづくり活動につなげていく必要があります。

²⁰ 電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

<施策の目的及び体系>

市民との対話等を行うことで、多様な意見を市政に反映させるとともに、市内外に魅力・情報発信を行い、市政に興味を持っていただく方や来街者を増やします。また、市政情報を含む様々な情報を効果的に市民等に公開・提供・発言し、その情報が積極的に活用されるまちを目指します。



<展開方向1：市民の声を反映させる仕組みづくり>

【目的】

行政に対する市民の意見・要望を収集し、市民の声を政策に反映することで、相互理解を深め市民の市政への主体的な参画を促します。

【手段】

- ◆まちづくりに対する意見・要望等を広く市政に反映させるため、様々な媒体を活用した広聴機能の充実に取り組みます。
- ◆市民と市長の対話の会や、ワークショップ、パブリックコメントの適切な実施等により、住民の多様な意見を市政に反映させます。
- ◆若者・現役世代にとっても魅力的なまちとするため、若者・現役世代の市政参画に向けて取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向２：市内外への魅力発信と移住・定住の促進＞

【目的】

移住・定住の促進に向けて、国立市の魅力を市内外に発信するシティプロモーションに取り組みます。

【手段】

- ◆より多くの方に国立市に興味関心を持ってもらうため、市政情報や市内で開催されるイベント情報などを各種広報手段で市内外に積極的に発信しています。
- ◆閑静な街並みや、個性的な建物・店舗を効果的にアピールするため、国立市フィルムコミッション事業を推進し、市外からの来街者の増加を目指します。
- ◆国立市の子育て環境や地域の魅力を発信することで、特に若い世代の移住・定住の促進に取り組みます。
- ◆(仮称)若者会議の実施に向けて取り組み、新たな地域の担い手を創出します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向３：情報の発信と共有＞

【目的】

市政情報を含む様々な情報を迅速かつ効果的に発信・公開・提供することにより、市民等による情報の積極的な活用を促進するとともに、必要な情報を容易に入手できる環境に向けて取り組みます。

【手段】

- ◆社会における情報通信手段の発展に伴い、市報等の紙媒体のさらなる充実を図るとともに、ホームページやX(旧 Twitter)、LINE 等の SNS の活用を図り、市民のだれもが必要な情報に容易にアクセスし、利用することができる環境を整備します。
- ◆市や市民に影響のある情報を継続的・定期的に収集し、しっかりと分析を行うことで、効率的な広報活動につなげます。
- ◆行政情報のオープンデータ化を推進するとともに、その利活用を積極的に PR します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営

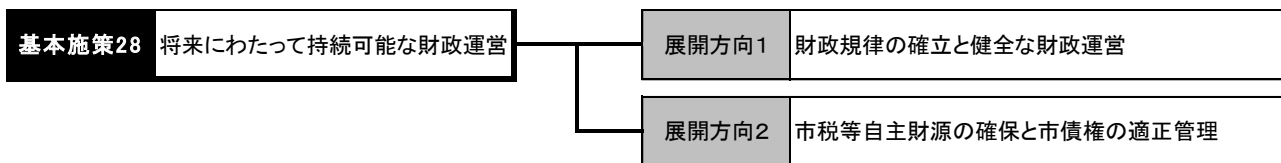
【施策統括課：政策経営課 主な関係課：行政改革・情報政策担当、課税課、収納課、保険年金課、会計課】

<現状と課題>

- 国立市の歳入のうち、自主財源の約 8 割、歳入全体の約 4 割を占め、財政の根幹をなしている市税は、税制改正の影響を受けつつも、令和 4 (2022) 年度以降増加傾向となっています。特に市税全体の約 5 割を占めている個人市民税は、納税義務者数の増や物価高騰及び賃金上昇に伴う給与所得の伸び等により増加しています。
- また、国立市は令和 3 (2021) ・ 4 (2022) 年度に地方交付税の交付団体となりました。しかし、令和 5 (2023) 年度からは再び不交付団体になるなど、交付団体と不交付団体との境界線上に位置していることから、地方交付税は歳入面において不安定な要素となっています。
- ふるさと納税制度の利用者は年々増加し、令和 6 (2024) 年度の全国の寄附受入額が約 1 兆 2,728 億円となりました。国立市においては令和 7 (2025) 年度課税の寄付金控除額が 5 億 2,857 万円となった一方、寄附受入額は 1 億円程度に留まっています。国立市の個人市民税は約 80 億円であり、多くの市税が他自治体へ流出し、その額が拡大している状況にあります。
- 歳出では、支出が義務づけられ任意に節約できない経費である人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費が全体の約 5 割以上を占めています。そのうち、扶助費は直近 10 か年で平均 5 %以上の伸び率で推移しており、子育て・障害・生活保護分野では平均して毎年度 2 ～ 4 億円ずつ増加するなど大きな伸びを示しています。近年、各分野の対象者数が増加していることに加え、サービス需要の高まりを受けた施策拡充等がその要因と考えられます。
- また、人件費は、給与改定による増加に加え、会計年度任用職員制度の導入と期末・勤勉手当の支給開始による増加によって大きく伸びています。なお、これらの経費増加に対しては普通交付税による措置がされているところですが、前述のとおり国立市は不交付団体となることが多く、一般財源での負担となっています。
- 平成 26 (2014) 年 2 月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定し、職員人件費の見直し、国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮、家庭ごみ有料化の実施、事務事業の見直し、保育園の民営化など不断の財政改革に取り組んできました。また、平成 28 (2016) 年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、健全で規律のある財政運営に取り組んできました。しかしながら、令和元年 (2019) 年度に経常収支比率が 100.2%となり、以降 100%に近い水準で高止まりの状態が続くなど、国立市の財政状況を取り巻く環境は悪化しています。
- こうした厳しい財政状況においても健全な財政運営を行うため、歳出抑制や事業の見直しなどの取り組みがこれまで以上に求められています。また、今後、国立市においても少子高齢化や既存の公共施設の老朽化の進展等に伴い、さらに財政需要が増大していくと見込まれることから、より自律性の高い財政運営を行うため、使用料・手数料等の自主財源を安定的に確保することや高い市税収納率の維持の取組を強化することが極めて重要となっています。

<施策の目的及び体系>

安定的に自主財源を確保し、将来にわたって自律性の高い財政運営を推進します。



<展開方向1：財政規律の確立と健全な財政運営>

【目的】

財政の健全性を堅持し、計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、市民にも分かりやすく、より透明性の高い財政運営を目指します。

【手段】

- ◆高い実効力を伴った財政規律(予算編成方針、予算執行方針等)の下で、限りある市の予算を各事務事業に適切に配分します。
- ◆適正な起債による財源の充当によって、建設事業の着実な進捗と世代間の財政負担の公平化を図ります。
- ◆市が設置した基金を必要な事業に活用するため、適切な管理・運用を推進します。
- ◆新地方公会計制度²¹を活用し、財務情報をより詳細かつ正確に把握することにより、より効果的・効率的な行財政運営やより質の高い行政サービスの提供に結びつけます。
- ◆市の財政状況を取り巻く環境が悪化しつつあるため、歳入のさらなる確保と歳出抑制の両面から検討を行うとともに、計画している事業の先送りなど柔軟な予算編成も含め、安定的で健全な財政運営ができるよう取り組みます。

²¹ 新地方公会計制度は、現状の会計処理では見えにくい資産・負債等のストック情報や行政サービスに係るコスト情報を、複式簿記・発生主義の導入により補完しようとする会計処理である。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

＜展開方向 2：市税等自主財源の確保と市債権の適正管理＞

【目的】

市税を中心とした自主財源を安定的に確保するとともに、市民の理解と協力の下、市税収納率の維持と市債権の適正な管理・確保を図ります。

【手段】

- ◆くにたち未来寄附制度の利用促進に向け、さらなる検討及び PR を推進します。
- ◆納税義務者及び課税客体(土地・家屋・償却資産(事業用資産))の的確な把握に努めながら、公平で的確な課税を推進します。
- ◆納付機会、納付手段の充実や滞納整理の強化など、今後も引き続き、収納率を維持するために様々な取組を推進します。
- ◆市債権の適正な管理と回収を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

基本施策 29 公共施設マネジメントの推進

【施策統括課：資産活用担当】

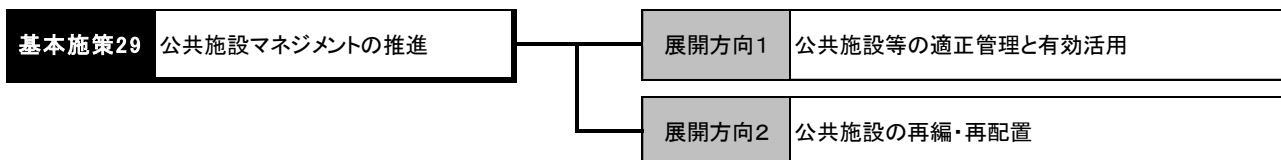
主な関係課：政策経営課、総務課、建築営繕課、環境政策課、下水道課、教育総務課、教育施設担当】

＜現状と課題＞

- 全国的に、高度経済成長期に集中的に整備された公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行している一方、少子高齢化の進展、人件費や物価高騰等により、財政状況が厳しさを増している中、既存の公共施設を現状と同一の規模・管理運営方法で維持・更新していくことは極めて困難です。
- このような状況下、速やかに公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、計画的な更新・長寿命化・統廃合等を行い、財政負担の軽減・平準化を図った公共施設の最適な配置を実現するため、国は平成 26(2014)年 4 月、全国の地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。
- 国立市が将来にわたり適切な行政サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るためには、公共建築物やインフラ施設及び土地といった市有財産を経営資源として捉え、次代を見据えた戦略的な運用を図っていくことが不可欠といえます。最大限の効果を発揮させ、健全な財政基盤による、国立市の地域及び社会の実情にあったまちづくりが持続的に推進できるよう、高い実効力を伴った「公共施設マネジメント」に取り組む必要があります。
- 国立市では、平成 29(2017)年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定(令和 6(2024)年 3 月改訂)しました。その他、個別施設計画として「公共施設再編計画」(令和 3(2021)年 3 月)、「学校施設整備基本方針」(平成 31(2019)年 3 月)、「道路等長期修繕計画」(平成 30(2018)年 3 月)、「公共下水道ストックマネジメント基本計画」(令和元(2019)年 10 月)及び、「公園施設長寿命化計画」(令和 5(2023)年 7 月)を策定し、適切な整備、保全のため各計画に基づく取り組みを行っています。
- 今後、それぞれの個別施設計画を適宜見直しながら、実効性を伴って展開されるよう事業を進めていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

公共施設の適切な管理・保全を行いつつ、行政サービスの継続的かつ安定的な提供のため、経営資源としての活用も図りながら効果的・効率的な運用を推進します。



<展開方向1：公共施設等の適正管理と有効活用>

【目的】

市民生活と経済活動を支える重要な都市基盤及び活動拠点として、既存施設を適切に管理・保全するとともに、経営資源と捉え戦略的な利活用を推進していきます。

【手段】

- ◆「公共施設保全計画(令和3(2021)年3月改定)」を1つの指標とし、既存建物の計画的な保全を推進します。
- ◆道路・下水道等のインフラ施設について、既存施設の計画的な維持・更新を推進します。
- ◆土地や建物といった市有財産を経営資源として捉え、有効活用を図るとともに、利用計画が定まっていない、余裕があるなどものについては、売却や貸付、有償借地の解消等の取組を推進します。
- ◆維持管理に係る経費の削減及び施設の再編などにより、歳出の削減を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

<展開方向 2：公共施設の再編・再配置>

【目的】

将来にわたり適切な行政サービスの提供と効率的な行政運営の両立を図ります。

【手段】

- ◆「公共施設等総合管理計画」及び各個別計画に基づき、公共施設の保全・再編を推進します。
- ◆学校を地域コミュニティの拠点として有効活用できるよう、建て替えの機会を捉え、周辺の既存施設との集約化や複合化・多機能化を推進します。
- ◆行政サービスの質の維持・向上を図るため、民間事業者の資金やノウハウの活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					